

第3次

令和5年度～令和9年度

# 黒石市食育推進計画

なつかしい、おいしい、あたらしい 黒石



黒石市  
令和5年3月

## 第3次黒石市食育推進計画の策定にあたって



食は、私たちが生きる上で欠かすことができない最も重要なものであり、知育、徳育、体育の基礎となるものです。私たちは、食に関する知識と食を選択する力を養うことが今後、健康に生活するためには必要になってまいります。

しかし、食生活の健康志向や食の安全・安心などの関心が高まる中、若い世代においては朝食の欠食や栄養バランスに配慮した食事をする人が少ないなど、食に関する健康問題は依然として多く、加えて食品ロスの削減など、SDGsの理念を視野に入れた取組も求められています。

また、単身世帯などの増加による世帯構造の変化や外食、加工品などによる食の外部化の拡大が進み、食の価値観が多様化するなど、健康的である食の実践が困難な状況になっています。さらには、昨今の新型コロナウイルスといった新たな感染症の影響から、私たちの生活スタイルは一変しました。

こうした中で、これまでの取組の成果と課題、本市を取り巻く状況を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とする「第3次黒石市食育推進計画」を策定しました。

このたび、策定いたしました「第3次黒石市食育推進計画」については、これまでの計画の課題を検証し、市と市民との協働による食育への関心を高めるとともに、環境と調和した持続可能な食料生産や消費等に配慮した取組、市民の皆様をはじめ、関係団体や機関等との連携によるコミュニケーション豊かな食育を推進することを目指しています。

本市の安全・安心で豊富な農産物と地域特有な食文化の継承を守り、市民が心身ともに健康で生涯にわたり活動的に暮らせる黒石市の実現に向けて食育を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました「黒石市食育推進委員会」の委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただいた市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和5年3月

黒石市長 高 樋 憲

## 第1章 計画策定の趣旨

1 食育とは	1
2 計画策定のねらい	1
3 計画の位置付け及び期間	2

## 第2章 計画の目指す姿

## 第3章 食育推進の現状と課題

1 食をとりまく社会情勢	4
2 食生活と健康	7
3 黒石ならではの食の力	13
4 第2次食育推進計画の課題	17

## 第4章 黒石市の食育推進方向

1 食育推進の基本方向	19
2 食育の重点推進事項	21
3 黒石市における重点推進目標	21
4 黒石市における取組方針	21

## 第5章 食育推進の体制と役割

第1 食育の取組体制	27
第2 食育推進の役割	28

### ◇ 参考資料 ◇

1 黒石市食育推進委員会設置規則	31
2 黒石市食育推進委員会委員名簿	32
3 食育推進に関する会議開催状況等	33
4 食育基本法	34
5 用語解説	45
6 第2次黒石市食育推進計画における取組実績及び効果	48
7 数値目標	54

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 食育とは

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上の基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。

食育はあらゆる世代の市民に必要なものですが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。

学校や地域、企業、団体、行政等がそれぞれの立場や特性を生かして食育の必要性を啓発していますが、これを実践につなげるには、市民一人ひとりが食への理解を深めて「あおもりの食」の素晴らしさに誇りを持ち、毎日の生活の中で主体的に取り組むことが重要です。

## 2 計画策定のねらい

「黒石市食育推進計画」は、市全体で推進する食育の基本方針です。市民の理解と共感を得ることで一人ひとり何ができるのかを考え、実践することを促すものです。

これまで、平成23年3月に「第1次計画」、平成29年3月に「第2次計画」を策定し、関係者、団体が連携・協力しながら市民に対する食育の普及浸透に努めてきました。その結果、食育は一定の認知度を得て学校等での進展をはじめ、着実に推進されるようになりました。

しかし、高齢化の進行や単身世帯の増加、食の外部化・簡便化の進展など、食を取り巻く環境は変化しており、本市においても肥満者の割合の高さや生活習慣病の増加など、食に関連した健康問題は依然として大きく、引き続き健康な食生活の実践を市民に促していく必要があります。

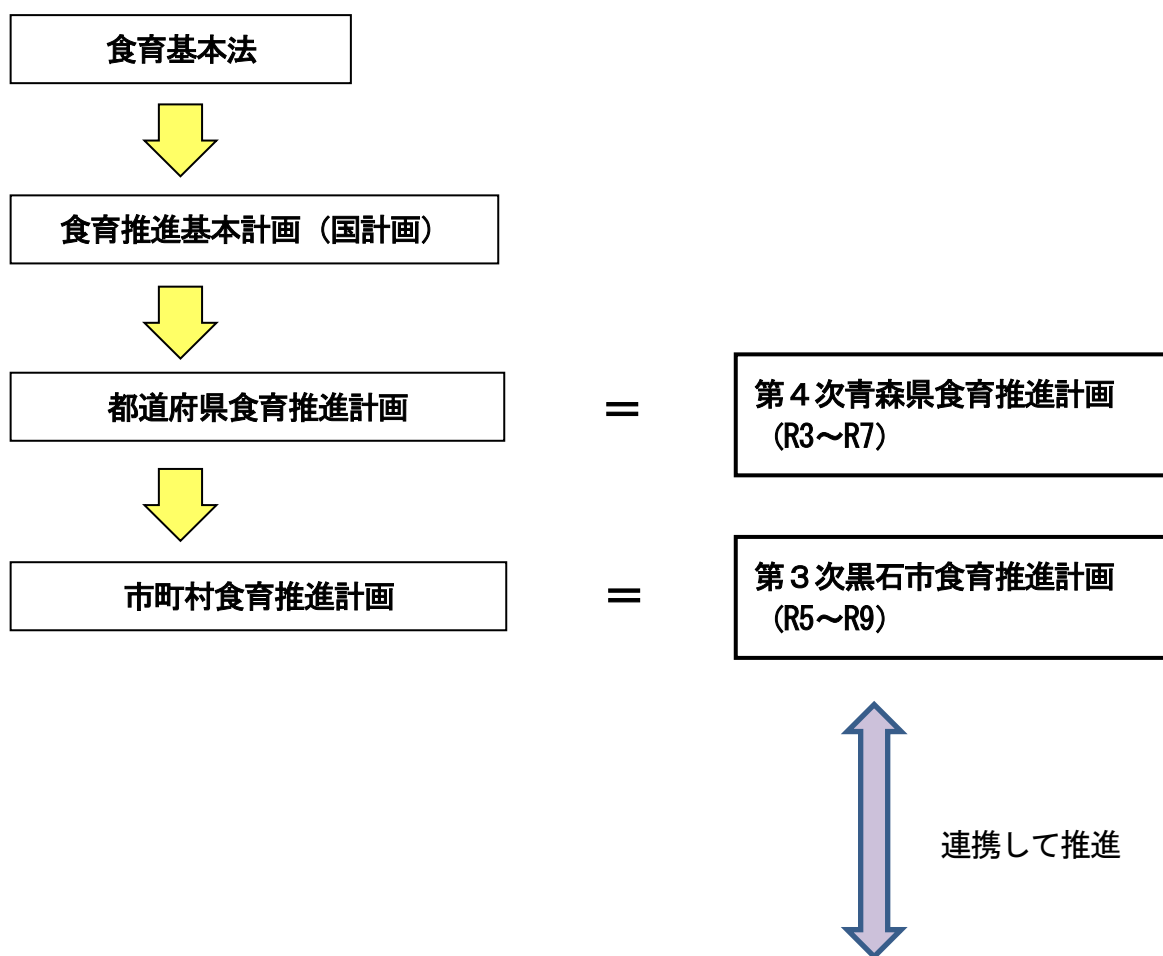
また、「食」の基盤である農業や食に関わる人々の活動の重要性について理解を深め、環境と調和のとれた食料の生産・消費等に配慮するとともに、子どもから高齢者まで全ての市民が地域で安心して生活できる社会の実現に向けて、地域コミュニティにおける食育を推進していくことが必要です。

このような状況を踏まえ、本市の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に継続して推進するための指針として、「第3次黒石市食育推進計画」を策定します。

### 3 計画の位置付け及び期間

この計画は、食育基本法第18条第1項に規定する「市町村食育推進計画」として位置付け、実施にあたっては、第4次青森県食育推進計画を基本としながら本市の食育を推進していくこととします。

期間については、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行います。



- 第6次黒石市総合計画 (R1~R6)
- 黒石市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (R2~R6)
- 黒石市健康増進計画「健康くろいし21」第2次計画 (H25~R5)
- 黒石市学校保健推進計画
- その他・関連計画

## 第2章 計画の目指す姿

### 『健康で活力に満ちた「暮らし」の実現』

本市には、良好な食の環境（バランス良く生産される豊富な農産物）が整っています。こうした黒石市の豊かさ（季節と食材）を楽しみながら、市民が元気に生活し、健康寿命を延ばしている状態（健康で長生きな黒石市）をめざすため、これまでの計画に引き続き「健康で活力に満ちた「暮らし」の実現」を目標に設定します。

#### 黒石市健康都市宣言

くろいしの豊かな自然のもと、だれもが生きがいを持ち、健やかでこころ豊かに暮らせることは、すべての市民の願いです。

わたしたちは、「自らの健康は自分でつくる」を基本とし、市民一人ひとりが自らの健康を大切に、進んで健康づくりに参加できるよう、ともに支えながら社会全体で健康づくりを進めていくために、ここに「健康都市」を目指すことを宣言します。

- 一 笑顔を大切に、こころもからだも元気あふれる生活を送ります。
- 一 日々の運動を楽しみ、規則正しい生活に努めます。
- 一 豊かな自然を守り、毎日の食事に感謝し、生き生きと暮らします。
- 一 地域の中で、ともに支え合い、学び合い、健康づくりの輪を広げます。

健康都市宣言：平成27年2月21日



## 第3章 食育推進の現状と課題

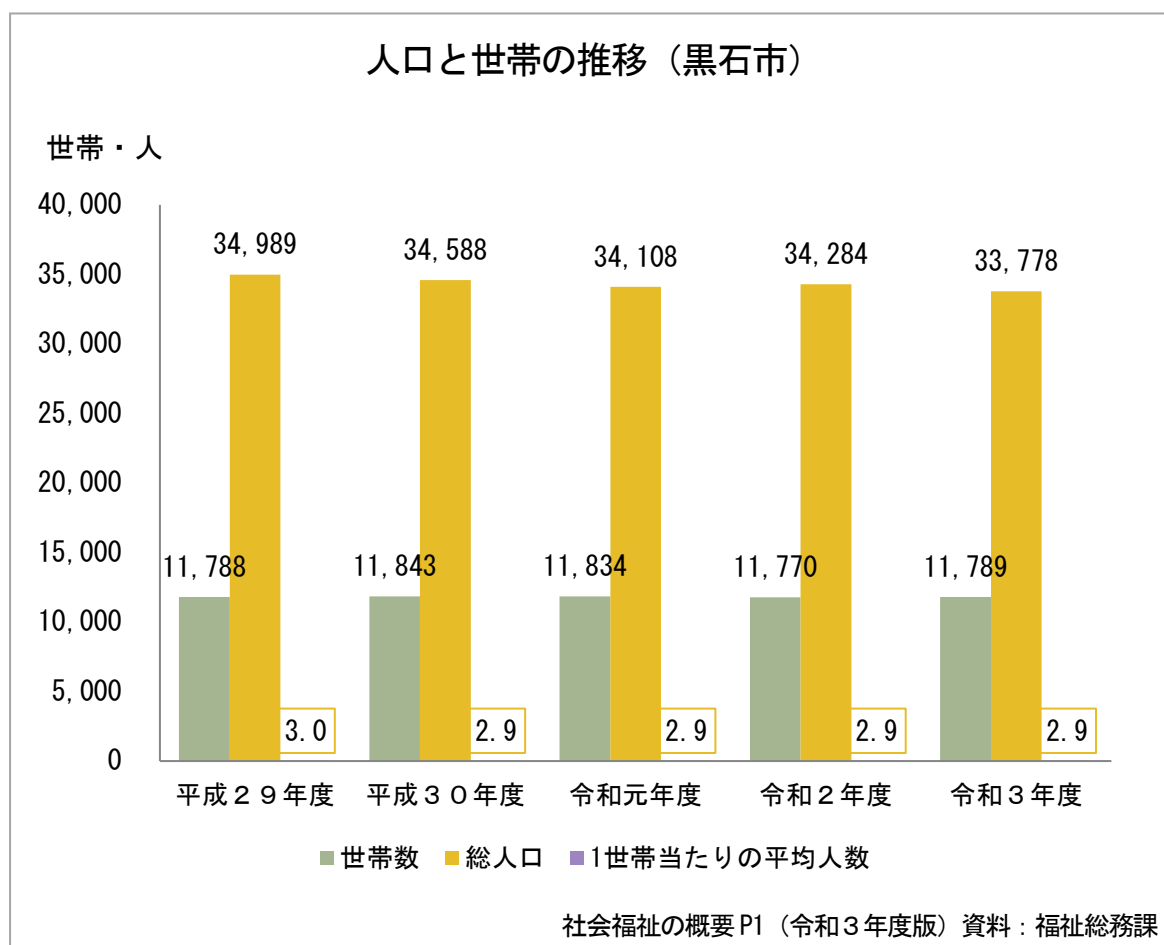
### 1 食をとりまく社会情勢

#### (1) 家族形態の変化

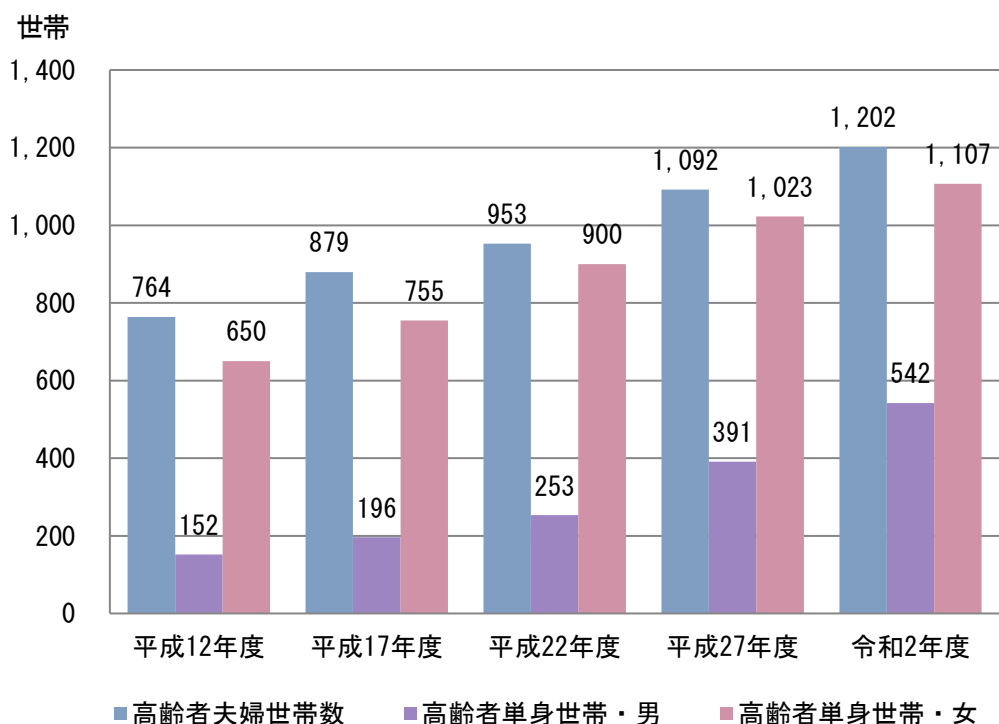
ア 本市の人口は、昭和55年をピークに減少傾向にある中で、65歳以上の老年人口の割合は増加しています。

イ 世帯数及び1世帯当たりの人数は横ばい傾向にあります。一方で、高齢者世帯数は増加しており、特に単身で暮らす高齢単身者世帯数が増加しています。

ウ 家族類型別では「単独」、「夫婦のみ」、「ひとり親と子」、の割合が増加し、「夫婦と子ども」から成る世帯が減少しています。

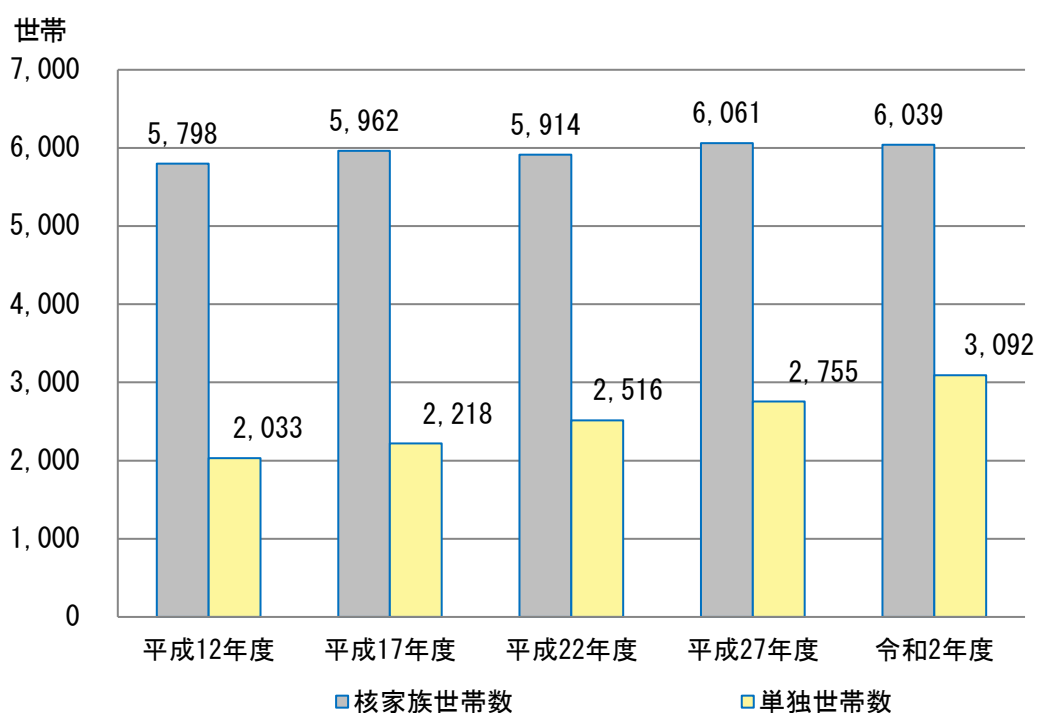


### 高齢者夫婦世帯数と高齢単身世帯（男・女）の推移（黒石市）



資料：総務省「国勢調査」

### 家族類型世帯数の推移（黒石市）



資料：総務省「国勢調査」



## (2) 生活様式の多様化

単身世帯や共働き家庭の増加、就労時間や勤務体系の多様化などに伴い、生鮮食品の支出割合が減少して加工食品の支出割合が増加するなど、食の外部化や簡便化が進んでいます。

また、栄養バランスの偏りや「孤食」、「個食」などの問題が顕在化するとともに、家庭の味や地域の食文化が継承されにくくなり、家庭や個人の努力だけでは健全な食生活を実践していくことが難しくなっています。

## (3) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や在宅勤務の増加等によって在宅時間が増加し、自宅で食事する機会が増えています。

このため、家庭における食生活の管理がますます重要になっています。

## (4) SDGsの推進

2015年9月に国連サミットで採択されたSDGs (Sustainable Development Goals; 持続可能な開発目標)の2030年までの達成に向け、国際社会全体で取組が進行しています。

食育の推進はSDGsの17の目標のうち、特に「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」について、貢献することが可能であると考えられています。



国連広報センター

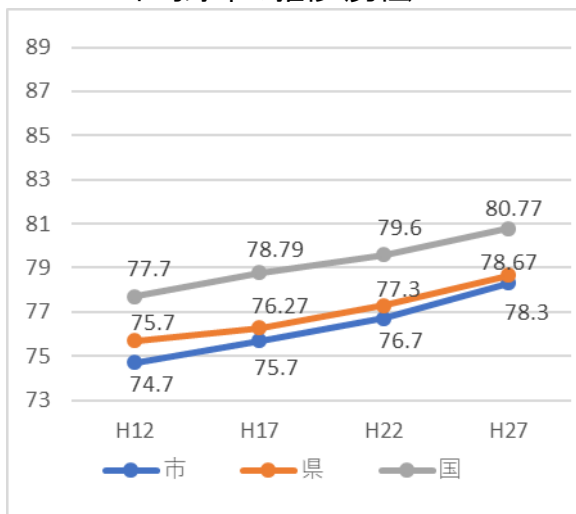
## 2 食生活と健康

### (1) 平均寿命の推移

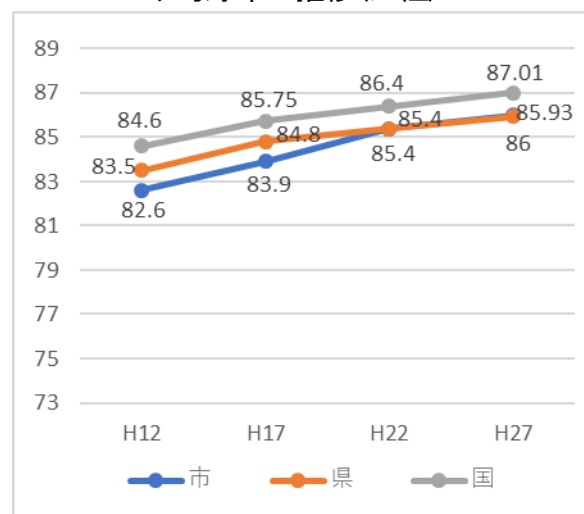
ア 本市の平均寿命は、年々延びているものの、他の市町村と比べると短い傾向にあり、格差が依然としてあることが課題です。

イ これは、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患など、生活習慣による要因で引き起こされることが多い生活習慣病による死亡率が高く、高い喫煙率や過度の飲酒のほか不適切な食生活や運動不足からくる肥満などの問題が多いことに起因すると考えられています。

平均寿命の推移(男性)

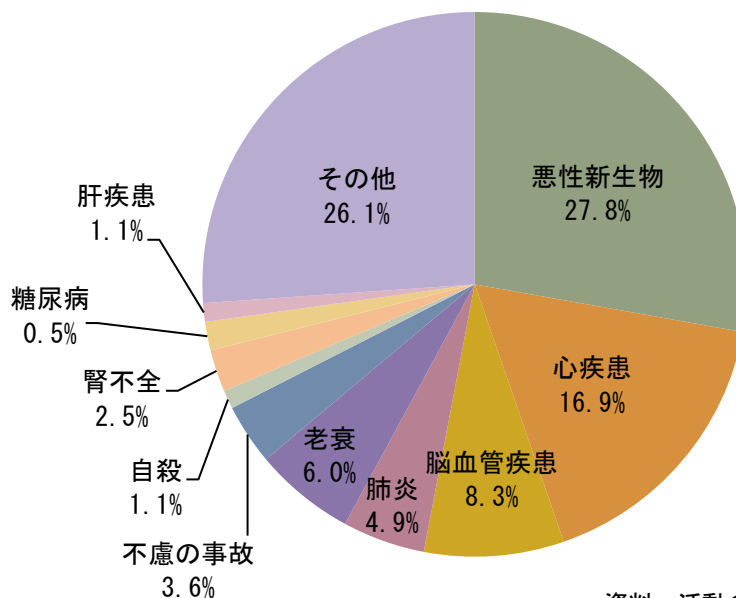


平均寿命の推移(女性)



資料：「平成27年度市町村別生命表」概況

令和元年度 黒石市の主要死因別割合



資料：活動のまとめ(青森県保健統計年報)

■くろいし健康マイレージ事業■

市では、市民の各種健（検）診の受診率向上及び健康づくりの動機づけを図るため、平成27年度からくろいし健康マイレージ事業を実施しています。

この事業は、市が実施する各種健（検）診、健康づくり事業等に参加した者にポイントを付与し、ポイントの累計に応じた特典を贈呈しています。

特典内容は、抽選による商品券贈呈のほか、健康都市宣言協賛店によるサービス提供となっています。

【実績】 年度	参加賞配布数	景品抽選応募券	当選者数	健康都市宣言 協賛店数
H30	0	903	200	42
R1	0	1,039	275	44
R2	0	805	295	42
R3	0	1,055	295	43

(2) 食に関する健康問題

ア 肥満

児童生徒の肥満傾向出現率は、依然として全年齢で全国平均を上回っています。

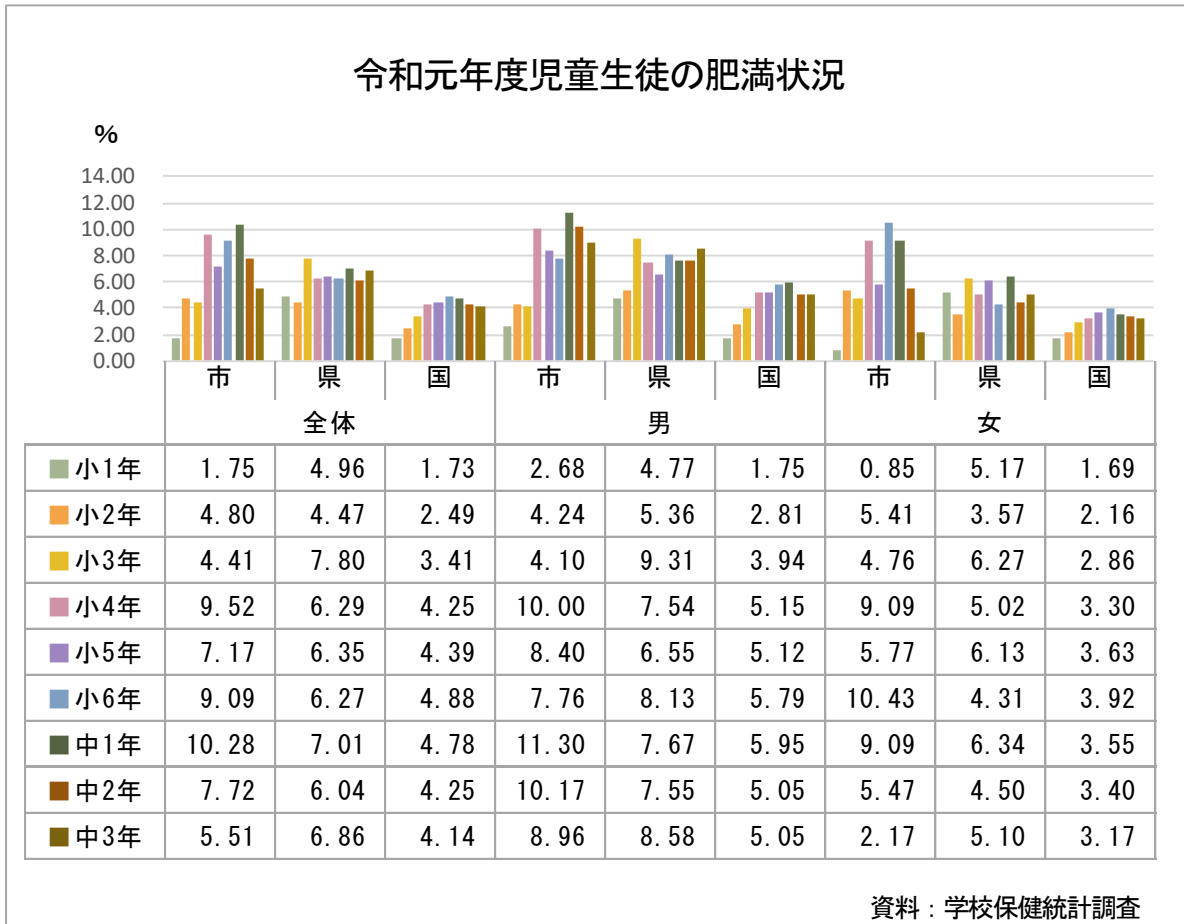
イ 高齢者の低栄養

高齢者については、栄養の不足等により身体機能等が低下する「フレイル（虚弱）」の予防が全国的な課題になっています。

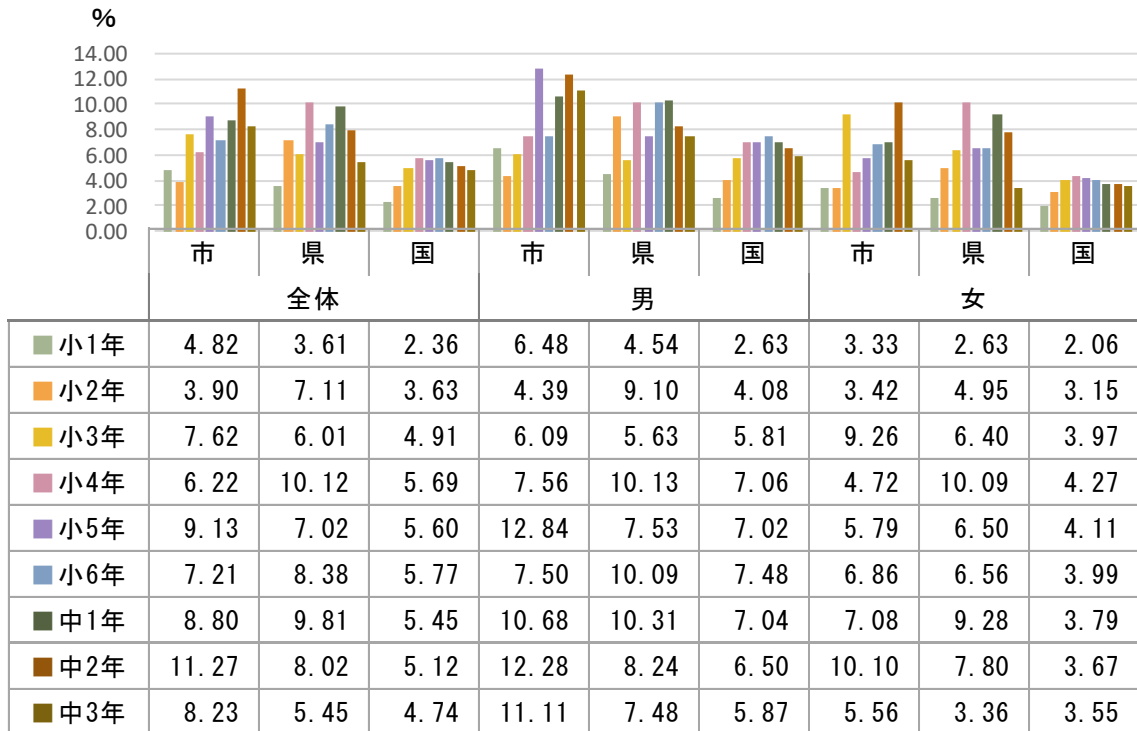
ウ 児童生徒のう歯（虫歯）被患率

本市では、小学校、中学校とも、う歯（虫歯）被患率は減少傾向にありますが、全国と比較すると高く依然として差が大きい傾向にあります。

児童生徒の肥満状況

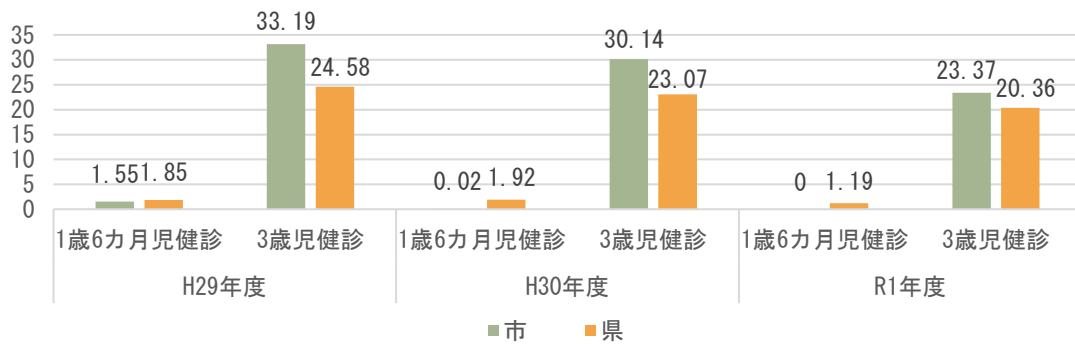


## 令和2年度児童生徒の肥満状況



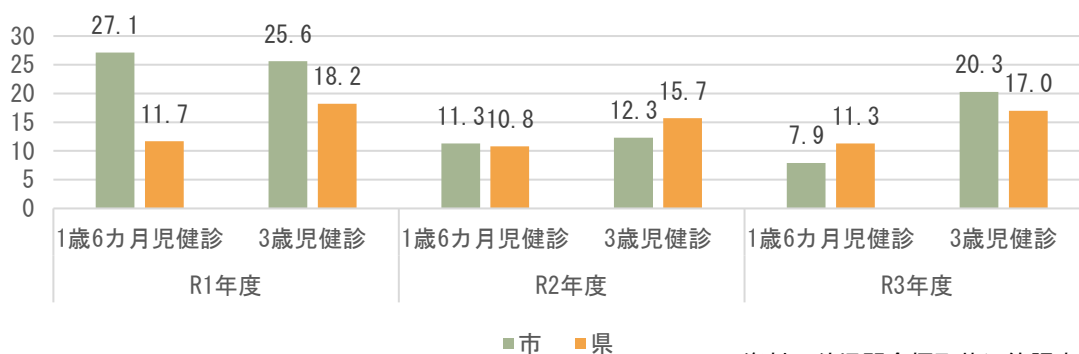
資料：学校保健統計調査

## むし歯のある乳幼児の割合



資料：青森県市町村別う歯有病状況調査

## 1日のうち甘味食品3回以上飲食する習慣のある乳幼児の割合



資料：幼児間食摂取状況等調査結果

## エ 若い世代の食生活の傾向

20～30歳代の若い世代は、家庭や学校といった「食育の場」から離れ、一人暮らし等で生活が不規則になりがちです。

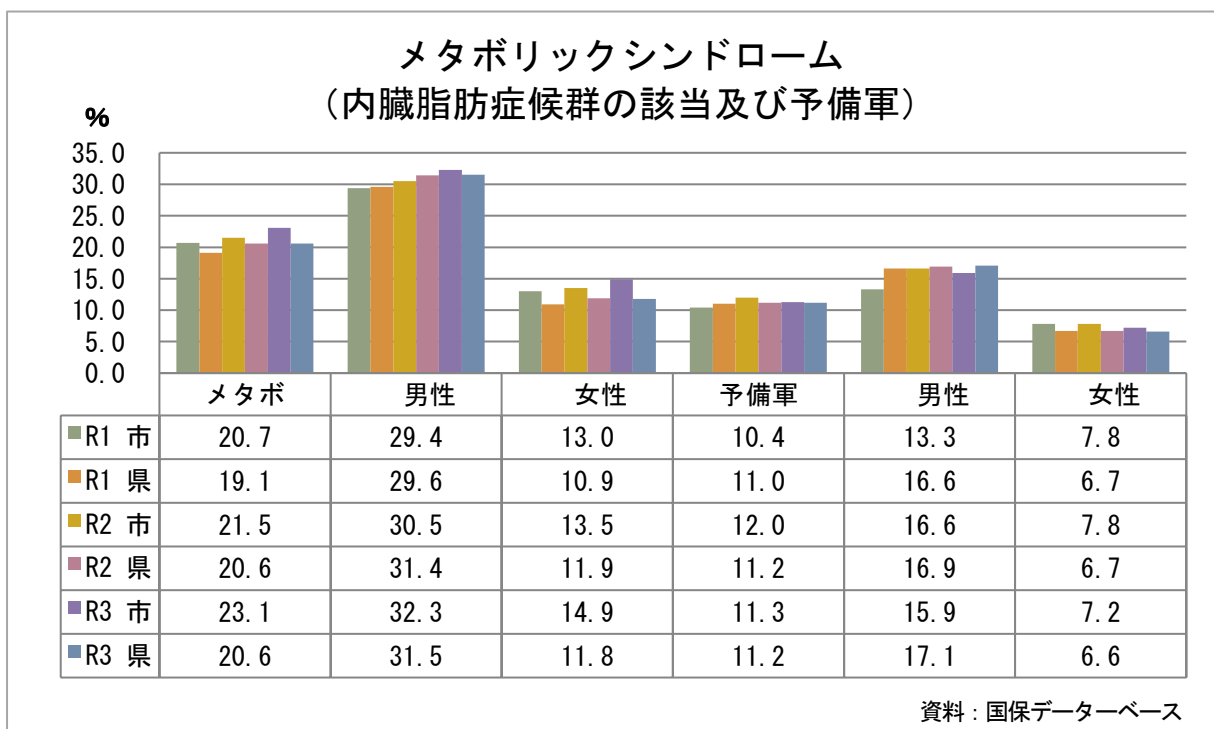
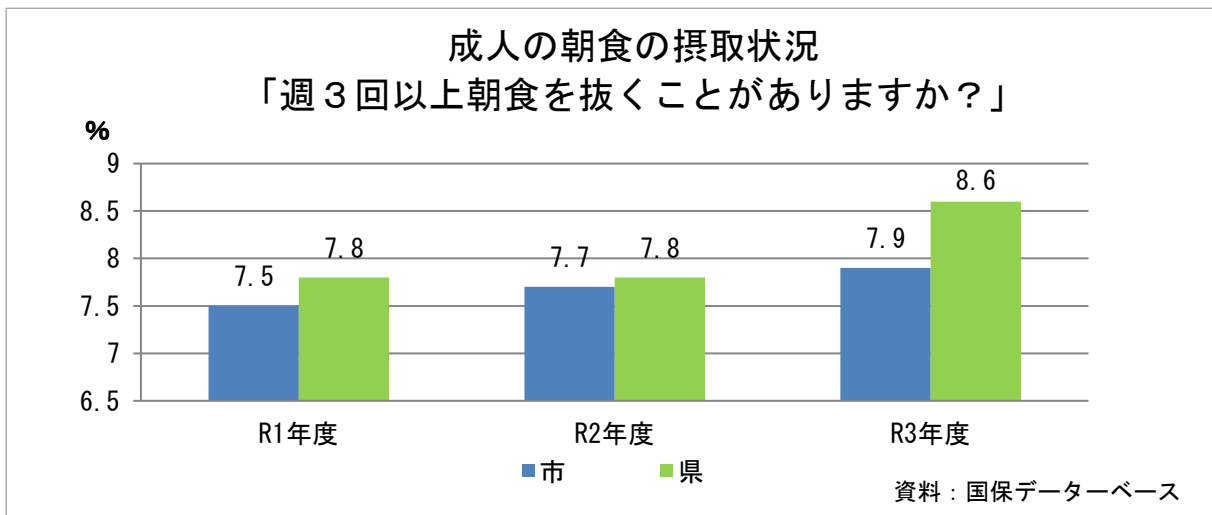
他の世代と比較して、バランスの取れた食生活を送っている割合や野菜・果物の摂取量が少なく、朝食の欠食率が高くなっています。

また、魚介類の1人当たりの消費量が全国的に減少を続ける中、40代以下の摂取量は50代以上の世代と比べて顕著に少なくなっています。

## オ メタボリックシンドロームの状況

40～50歳代は、特に男性において肥満者が多く生活習慣病の発生率も高くなる年代であり、死亡率については他の市町村との差が顕著になっています。

40歳から74歳までの被保険者に対する特定健診の受診者のうち、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群の割合は、県とほぼ同様の割合で推移しています。



### (3) 食品ロスの状況

日本は食料自給率が低く食料を輸入に大きく依存している中、まだ食べることのできる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

令和3年度に行った食品ロスの調査によると、本市の生ごみは家庭から出される可燃ごみが約5割を占めており、このうち、食べられるのに捨てられてしまう食品「食品ロス」に相当する部分（手つかず食品や食べ残し、過剰除去の調理くず）は1人1日あたり54g、令和2年度は62gとなっており、まだ食べられる食料がごみとして処理されています

\*黒石市は「全国おいしい食べきり運動ネットワーク」に参加しています。

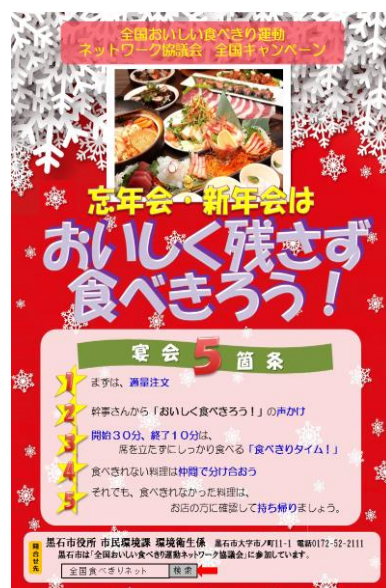
#### 黒石市の食品ロス

令和3年度	
1人一日あたり食品ロス	54g
・可燃ごみ	8,138 t (8,138,000,000 g)
うち生活系	4,977 t
うち事業系	3,161 t
・ちゅう芥類の割合	18.6%
・食品ロス	635.7 t (635,700,000 g)
・人口	32,074人(令和3年10月1日現在)

令和2年度	
1人一日あたり食品ロス	62g
・可燃ごみ	8,436 t (8,436,000,000 g)
うち生活系	5,235 t
うち事業系	3,201 t
・ちゅう芥類の割合	21.0%
・食品ロス	744.1 t (744,100,000 g)
・人口	32,683人(令和2年10月1日現在)

※数値はいずれも推計値。



#### ※参考

食品ロス (厨芥類率調整前)	可燃ごみ排出量			厨芥類率	年間生ごみ 排出量	年間生ごみ中 食品ロス(3割) ※R元年～県組成調 査	1日1人あたり 生ごみ排出量	人口	日数
		内、生活系	内、事業系						
平成27年度	9,214.0 t	5,412 t	3,802 t	7.00%	645.0 t	193.5 t	50 g	35,154 人	366 日
平成28年度	8,936.0 t	5,190 t	3,746 t	8.80%	786.4 t	235.9 t	62 g	34,659 人	365 日
平成29年度	8,964.0 t	5,313 t	3,651 t	21.70%	1,945.2 t	583.6 t	156 g	34,143 人	365 日
平成30年度	8,788.0 t	5,165 t	3,623 t	16.40%	1,441.2 t	432.4 t	117 g	33,607 人	365 日
平成31年度	8,902.0 t	5,224 t	3,678 t	17.10%	1,522.2 t	639.3 t	125 g	33,154 人	366 日
令和2年度	8,436.0 t	5,235 t	3,201 t	21.00%	1,771.6 t	744.1 t	149 g	32,683 人	365 日
令和3年度	8,138.0 t	4,977 t	3,161 t	18.60%	1,513.7 t	635.7 t	129 g	32,074 人	365 日

※黒石市総務部市民環境課より

食品ロスの積算は可燃ごみ排出量に厨芥類率を乗じて、3割としていた。しかし、近年割合が増加してきているため、R3県食品ロス削減啓発ポスターに記載がある青森県一般廃棄物組成分析調査の生ごみ組成割合(令和元年度)をもとに算出(R元年度より反映)とした。(食品ロス(食べ残し+未利用食品)=42%)

### 3 黒石ならではの食の力

#### (1) 食の力とは

食育は生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することが出来る人間を育てることで、「食の知識」と「バランスの良い食」を選択する力を身につけ健全な食生活を実践する力（習慣づける）を育むことです。

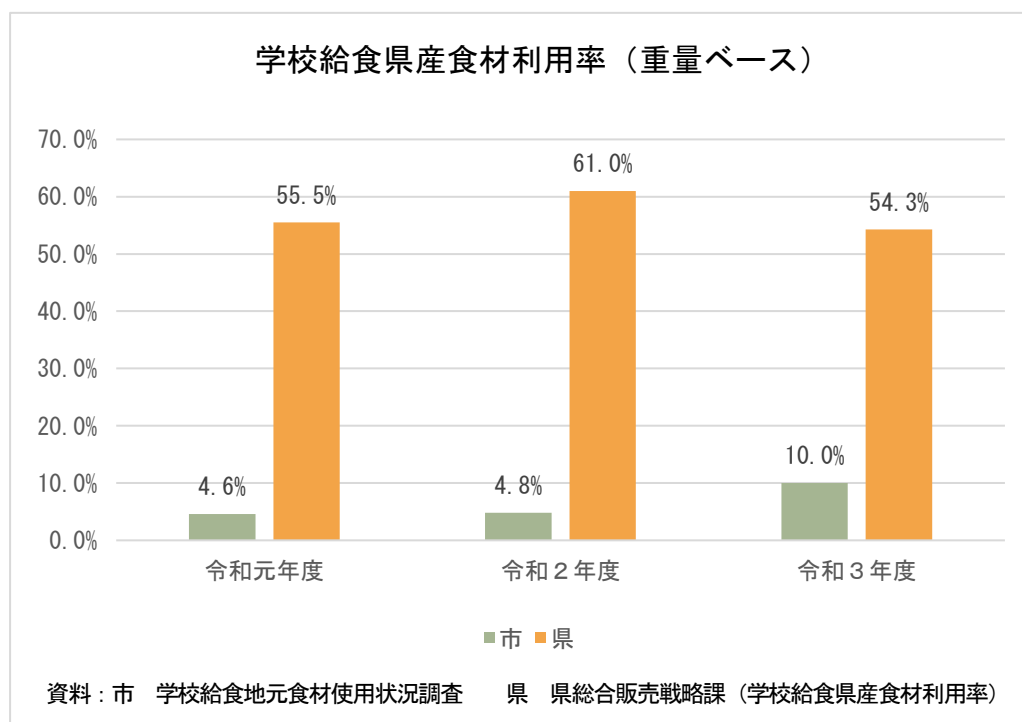
#### (2) 豊富な農産物

本市の農業は米とりんごを基幹として、高冷地野菜、パイプハウスなどの施設野菜、露地野菜のほか、シャインマスカット、黄美香メロンなどの高所得農産物を加えた特色ある地域農業を展開しています。優れた農産物に恵まれており新鮮でおいしい食材を食べることができます。

#### (3) 地産地消への取組

消費者は、生産者の顔が見える新鮮で安全・安心な農産物を求めています。地産地消フェア、道の駅、産地直売施設等は、地元の農産物を提供していくうえで大きな役割を担っています。

学校給食においても、安全・安心な地元の食材を知り積極的に活用することで、地元・県産食材の利用率を高めるよう推進しています。このほか、令和4年度からは、有機農法で栽培したお米を学校給食で提供する取組を始めています。



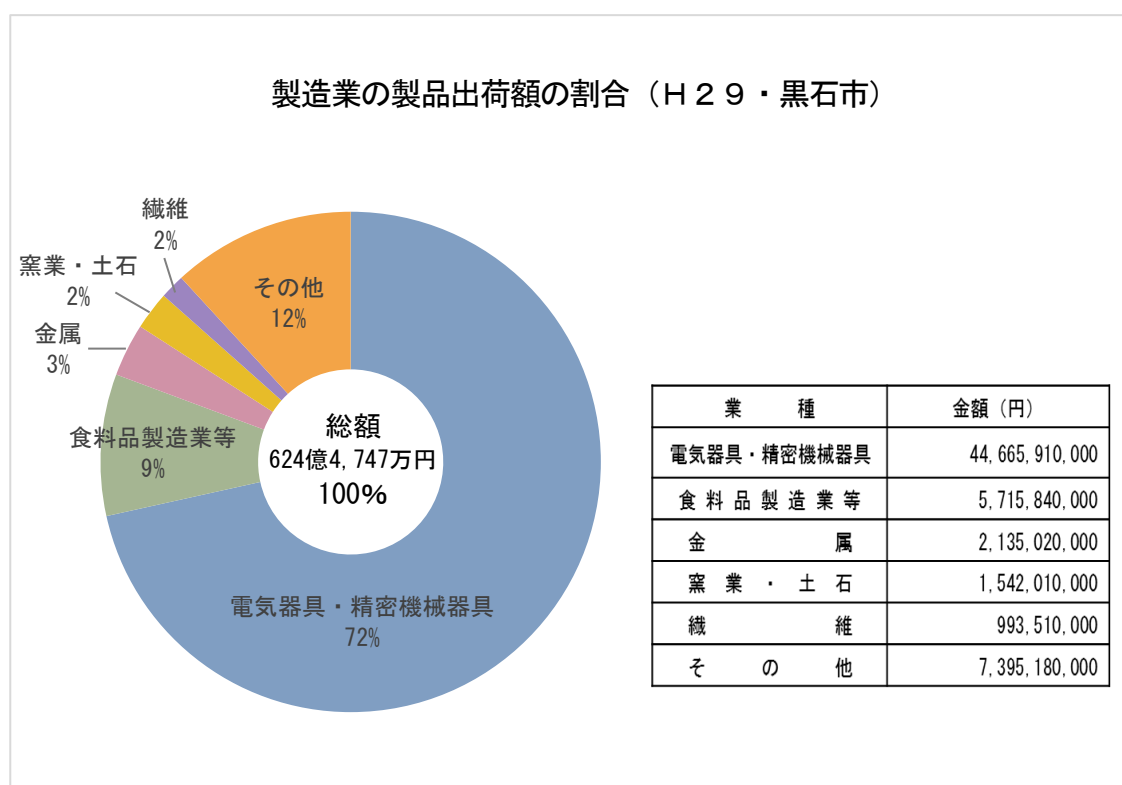


#### (4) 環境に配慮した農業への取組

地球環境は大気汚染、気候変動、エネルギー資源の枯渇、水資源の不足など様々な問題に直面しています。農業においても、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」を基本とした農薬や化学肥料の使用抑制による減農薬栽培や、有機農業への取り組みなど環境に配慮した持続可能な社会の実現に向けた農業の推進が必要です。

#### (5) 食料品製造業

本市の「食料品製造業等」について、平成29年の製造品出荷額等が約57億円で製造業の中でも高いシェアを占める産業のひとつとなっています。



#### (6) 生産基盤と元気のある人財

ア 本市の耕地面積は県内15位であり、緑あふれる自然環境に育まれた「水資源」に恵まれています。この「水資源」は、消費者が求める安全・安心で優れた農作物を安定供給する基盤となっています。

イ 本市の農業従事者の平均年齢は59.7歳で高齢化は進んでいるものの、全国平均の62.3歳を下回っており、意欲的な人財が現状の基盤を支えています。

●耕地面積 (ha)

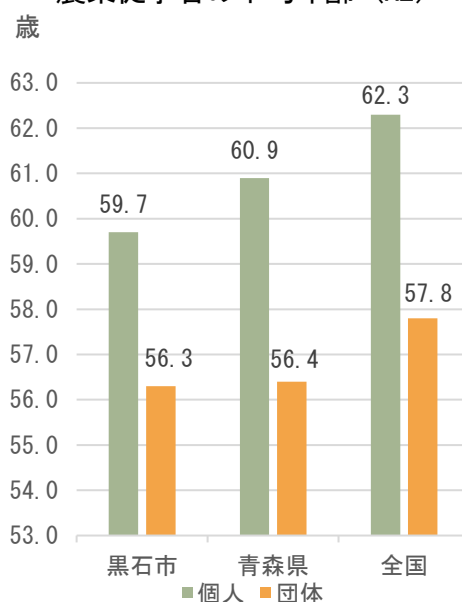
順位	都道府県	計	田	畑
1	北海道	1,143,000	222,000	920,700
2	新潟県	168,200	149,400	18,800
3	茨城県	162,300	95,300	67,000
4	青森県	149,600	79,200	70,400
5	岩手県	149,300	93,900	55,400

順位	青森県内	計	田	畑
1	つがる市	14,400	11,200	3,060
2	弘前市	13,900	4,160	9,780
3	十和田市	12,300	8,460	3,830
4	五所川原市	9,270	7,260	2,020
5	青森市	8,390	5,210	3,180

15	黒石市	3,510	1,620	1,890
----	-----	-------	-------	-------

農林水産関係市町村別統計 (令和3年)

農業従事者の平均年齢 (R2)



資料：農林業センサス (2020)

(7) ワーキングホリデー黒石事業による農業体験

ア 農山村における農業体験 (収穫、作る、食す) は、人としての基本的営みに関する体験を通じた食育の拠点となることが期待されます。本市における農家民宿は山形地区を中心に行われています。

イ ワーキングホリデー黒石事業では、都市部に在住する大学生や社会人、高齢者等の幅広い世代に農作業や食文化等を体験してもらい、地域交流を通じた地域活性化に取り組んでいます。

○令和元年度実績

①ワーキングホリデー型：参加者16名 ②農家宿泊実習型：参加者9名

③トラベラーズワーキング型：参加者3名

○令和2年度、3年度実績 未実施

○令和4年度実績

①ワーキング型：学生2名 (東海大、東京農大)

②トラベラーズ型：JAL延べ27名



## (8) 食文化の継承

ア 本市の歴史と風土に培われ、生産される農産物と地域食材を活かした郷土料理や伝統的な食文化が受け継がれています。

イ 県では、地元の人に愛されている郷土料理やご当地グルメなど、地域ならではの「食」を「あもり食エリア」登録料理として情報発信しています。

本市関連では、「岩木山食のエリア」登録料理として「黒石つゆやきそば」、「けの汁」が登録されています。

## (9) 食を通じた健康づくりの新たな動き

食と健康に関する専門研修を修了した事業者等として県に登録された「あもり食命人」が、県内の飲食店や給食施設等で旬の県産食材の活用による健康に配慮した料理を提供しています。

本市からは1事業者が登録しています。

## (10) ヴィーガン料理について

ヴィーガン対応店が増えることで、健康志向の日本人や食の問題で訪日をためらっている外国人が快適に旅行できるよう環境を整えることができます。

食が豊かな本市で食の制限がある人もない人も、まち全体を食文化の楽しめるフィールドとして「黒石の歴史や伝統文化、食文化を楽しむ・選べる」をコンセプトに周遊環境づくりをめざしており、津軽地域の食・文化・自然等の観光資源を組み合わせた新たな観光プログラムを作成しています。



ヴィーガンの郷土料理教室（なすの葉クルミ）



ヴィーガンつゆ焼きそば(レストラン御幸)



## 4 第2次食育推進計画の課題

第2次食育推進計画では、次の重点推進目標を掲げ、食育を推進してきました。

1. 健康長寿市を目指して  
【バランスのとれた食生活で健康な体づくりをめざします】
2. 地産地消の推進  
【食文化を継承し、安全・安心な地元食材の消費を推進します】
3. 家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校での食育の推進  
【望ましい食習慣の定着と、「食」を大切にする心を育みます】

上記の重点推進目標の主な推進事項は、以下のとおりです。

### ◆1. 健康長寿市をめざして

バランスのとれた食生活で健康な体づくりをめざします

- ①減塩運動を推進し、バランスのよい食生活の実践
- ②肥満予防の推進
- ③生活リズムの改善などによる欠食予防の支援
- ④「健康くろいし腹八分目運動」の推進

### ◆2. 地産地消の推進

食文化を継承し、安全・安心な地元食材の消費を推進します

- ①生産者と消費者との連携強化による地産地消の推進
- ②安全・安心な農産物の供給による信頼の確立
- ③ふるさとの知恵を活かした郷土の味や食文化の伝承
- ④地元の旬の食材を取り入れたおいしい楽しい食生活の実践
- ⑤地元農産物の需要拡大のための情報提供とPRの推進

### ◆3. 家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校での食育の推進

望ましい食習慣の定着と、「食」を大切にする心を育みます

- ①正しい食習慣と健康の推進による食育指導の充実
- ②学校給食、保健体育、家庭科の各教科、総合的な学習の時間等において食育の学習・指導の充実
- ③農業者・農業団体等との連携により、地域の特性を生かした教育ファームの推進

- ④農業体験を通じて、食を生み出す自然への感謝の気持ちと食物の生産に関わる人たちの努力の理解による「食」を大切にする心の育成
- ⑤学校給食における有機農法で栽培した農産物提供の推進

**今後の展開に向けた課題としては、**

- (1) 家庭は、食育において重要かつ基本的な役割を担っていることから、家庭での食育推進の充実を図る必要があります。
- (2) 家族形態の変化や生活様式の多様化などにより、家庭の力だけでは食育を進めていくことが難しくなっているほか、年代や性別等によって、食育に求められている内容や食生活改善に向けて行動を起こす手がかりが異なることから、家庭における食育とともに、家庭や学校などから離れた世代や地域において食育の場に参加しにくい世代などを対象として、効果的な手法で食育を推進していくことが求められます。
- (3) 食育に関心のない層が増加傾向にあるなか、市民一人ひとりが食について考え、「食」をはじめとした健康的な生活習慣づくりを進めていくためには、市民が食育に参加しやすい環境をつくっていくことが求められます。
- (4) 本市の平均寿命は、他の市町村に比べ短い傾向にあります。また、児童生徒の肥満傾向や市民の死亡率や成年男性の肥満者の割合も高くなっています。このような中で、生活習慣病の予防・改善、健康寿命の延伸などの健康課題を解決するためには、市民一人ひとりが「食と健康」に関する知識を備え、理解を深めることが必要です。
- (5) 食育に対する市民の関心や理解を高め、市民一人ひとりによる実践へとつなげていくためには、今後も幅広い分野の関係者や団体等が連携・協力していくことが必要です。



## 第4章 黒石市の食育推進方向

### 1 食育推進の基本方向

食育推進の基本方向については、市民が生涯を通して健康で活力に満ちた『暮らし』を実現していくことを目標として、市民一人ひとりが、自らの健康を維持していくために、望ましい食べ物を選択して組み合わせる能力を高めていくことや、乳幼児から高齢者まで各世代を対象に食生活の改善への取り組みを促進していくことができるよう、家庭や学校はもとより、社会全体で食育推進の取り組みを点から線、線から面に広がるよう進めていきます。

このため、食育の推進に当たっては、バランスよく豊富に生産される本市農産物の活用、健康のための活動の推進、多様な食文化の継承や創造などを生かしながら、市民の健康を願う心を結集し、市と市民の協働により、健康で思いやりのある子どもの育成と健康で活力のある地域社会づくりを進め、いきいきとした『暮らし』を実現していきます。

さらには、食育の推進を通して、食に関わる多くの関係機関・団体・事業者等と連携して、食を提供する農林水産業と農山漁村の活性化、食生活を支える関連産業の振興に努め、地域の活性化を図りながら市民の食育知識向上をめざしていきます。

#### (1) 黒石市らしさを生かした食育の推進

##### ①豊富な農産物を積極的に活用した食育活動

黒石市では、豊かな自然環境を生かした農産物が豊富に生産され、これを活用した加工食品が数多く県内外に供給されています。これらの農産物を積極的に活用し、食事と食体験を通して味覚を育て、食の大切さや命の尊さなどを感じるやさしい心を養い、心身ともに健やかな子どもたちを育て、健康で明るい家庭を築くことを応援していきます。

##### ②豊かな自然や食環境を生かした健康活動

黒石市においては、短命であるとともに生活習慣病を要因とする死亡率が全国平均を上回っています。このことから、豊かな自然や恵まれた食環境、多様な人材を活用した食育学習を通して、子どもの時から規則正しい食習慣を身につけるとともに、それぞれの体力に応じた運動に取り組むことによって、生活習慣病を予防し、市民一人ひとりがはつらつと元気で活力にあふれる社会を形成していきます。

##### ③食文化の継承と新たな食文化の創造

黒石市の歴史と風土に培われ、四季折々に生産される農産物と地域食材を生かした郷土料理や地域に根ざしてきた伝統的な食文化を継承するとともに、現代の多彩な食材と料理方法などの食環境を生かして、現代生活にも対応できる多様な食事の工夫や新たな食文化を創造して、健全な食生活の実現を目指していきます。

## (2)市と市民協働による食育の推進

### ①家庭での楽しい食生活の実践

家庭での楽しい食生活を通して、規則正しい食習慣と食事マナーを身につけながら、食品に対する知識を深め、家庭の食事、外食・中食など多様な食を自らの手で選択できる子どもたちを育てていきます。

### ②健全な食生活で健康づくりの推進

食生活の基本は家庭ですが、成長する過程や成人になってからは、さまざまな環境の中で食生活を送っていきます。成長段階や各世代で自らの食生活を見つめ、改善に努めながら、真に豊かな食生活を送るとともに、ライフステージに応じてスポーツなどの健康づくりのための余暇活動にも取り組み、いきいきとした『くらし』の実現を目指していきます。

### ③地域コミュニティ力（＝黒石力）を活かした食育の推進

個人や家庭だけでは健全な食生活を実践するのが難しい一面もあるため、本市の強みである黒石力を活かして、地域にいる人とのコミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食などを通じた食育を推進していきます。

### ④食の安全・安心の推進

私たちは、健康を維持するための知恵を生かして、食べ物を選択して食事をしていきます。市民の健全な食生活を支えるため、安全・安心な本市の農産物の供給を促進しながら、食文化の継承や新たな食文化の創造、地域や産業の活性化に結び付く取り組みを進めます。

## (3)食を支える関連産業の発展

### ①食を提供する農林水産業と農山漁村の活性化

健全な食生活を促進していくため、豊富な農産物が生産されているメリットを生かして、食材や加工食品の製造と供給体制の整備やふるさとの食文化などを活用して農山漁村の活性化を図っていきます。

### ②食生活を支える食関連産業の振興

現代生活の中で健全な食生活を実現するとともに、食生活においしさ、楽しさ、利便性の要素を加えた食育が展開できるよう、食品製造や食品販売をはじめとする食育等に関連する産業の振興を促進していきます。

## 2 食育の重点推進事項

健康は自分だけのものではなく、家族、地域社会、そして黒石市の財産です。「健康で活気に満ちた『暮らし』の実現」をめざしていくため、3本の重点推進目標を柱に据えて、「市と市民協働」の取り組みを基本に、市内全体に食育推進の取り組みを広げて発展させていくことが重要です。

このため、個人、家庭、学校等、地域、医療をはじめとする専門家と社会全体が連携協力し、市民一人ひとりが自覚を持って食育を進めていくとともに、農業や食品関連産業等の知恵や工夫を生かし、組織力や民間力を発揮した取り組みを促進していきます。

## 3 黒石市における重点推進目標

### 1. 健康長寿市をめざして

【バランスのとれた食生活で健康な体づくりをめざします】

### 2. 地産地消の推進

【食文化を継承し、安全・安心な地元食材の消費を推進します】

### 3. 家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校での食育推進

【望ましい食習慣の定着と、「食」を大切に作る心を育みます】

## 4 黒石市における取組方針

### 1. バランスのとれた食生活で健康な体づくりをめざします

#### ◆ 基本方向 ◆

食育を推進し、明るく健康で活気に満ちた生活の実現に努めましょう。

#### ◆ 主な推進事項 ◆

##### ①減塩運動を推進し、バランスのよい食生活の実践

- ・ 高齢者の低栄養予防にむけ、適切な食事内容や食べ方、口腔機能の保持についての健康教育を実施します。
- ・ 1日当たりの食塩摂取量8g未満を目指し、減塩運動の継続をしていきます。
- ・ 主食、主菜、副菜のとれた食生活の実践を支援します。

##### ②肥満予防の推進

- ・ 自分の適正体重が維持できるように支援します。
- ・ 外食の適切な選び方、組み合わせ方についての教育の実践をします。
- ・ 肥満者の割合を20%以下にします。

##### ③生活リズムの改善などによる欠食予防の支援

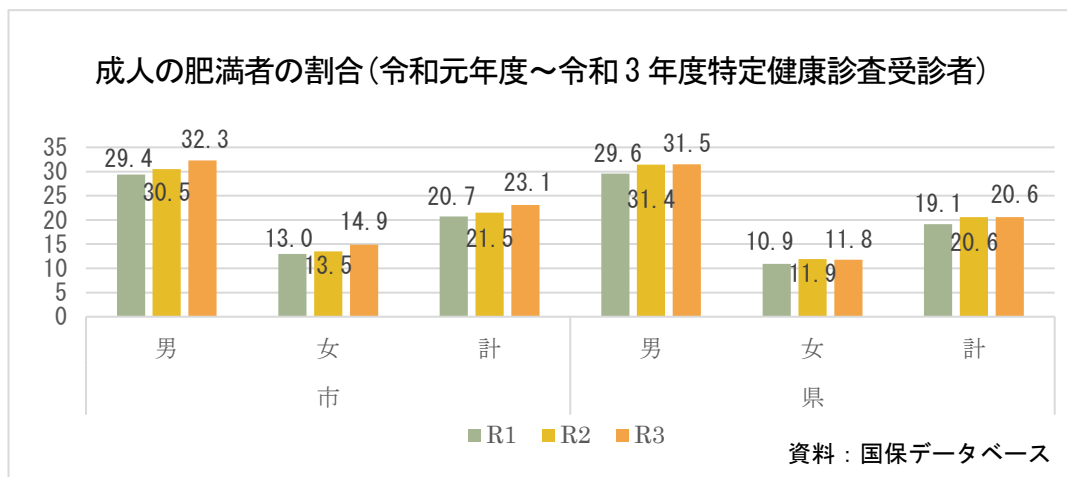
- ・ 子どもの頃からより良い習慣を身につけられるよう、家庭・保育所・幼稚園・認定こども園・学校と一体的な取り組みを推進します。





#### ④「健康くろいし腹八分目運動」の推進

- ・ 健康的な食生活を実践することにより、健康で豊かな人間性が育まれます。
- ・ 心と身体の健康は、運動（遊び）・栄養（食事）・休養（睡眠）のバランスをとり、規則正しい生活リズムで身につけることができます。生活習慣病と食の関係を理解し、健康的な食生活を自ら実践することができるように取り組んでいきます。



## 2. 食文化を継承し、安全・安心な地元食材の消費を推進します

### ◆ 基本方向 ◆

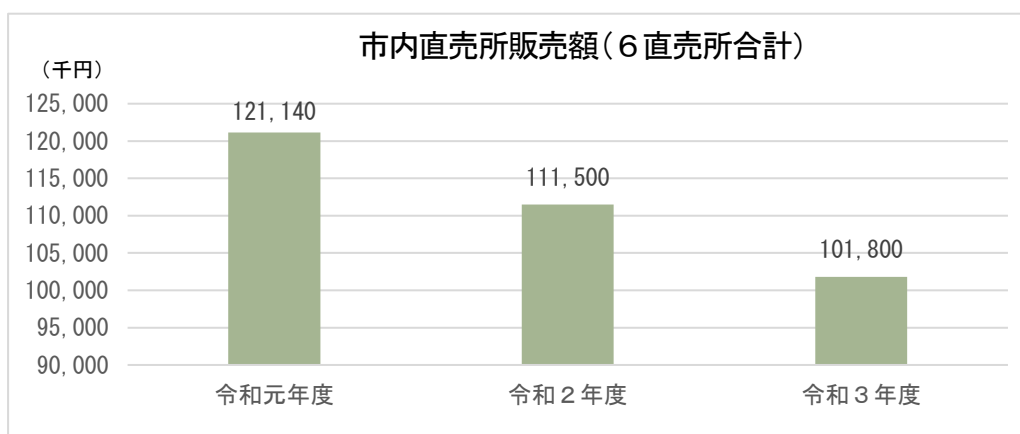
黒石市の豊かな農産物、旬の素材を生かした食文化を継承し、安全・安心な地元農産物の消費を推進し、地域の活性化に努めます。

### ◆ 主な推進事項 ◆

- ①生産者と消費者との連携強化による地産地消の推進
- ②安全・安心な農産物の供給による信頼の確立
- ③ふるさとの知恵を生かした郷土の味や食文化の伝承
- ④地元の旬の食材を取り入れたおいしく楽しい食生活の実践
- ⑤地元農産物の需要拡大のための情報提供とPRの推進



地元の食材を知り特色ある郷土料理の味や食文化を伝承していくことが大切です。安全・安心な農産物やふるさと食品を提供する食に関する産業への理解を進め、生産者と消費者との交流を深めて地産地消を推進していきます。



### 3.望ましい食習慣の定着と、「食」を大切にする心を育みます

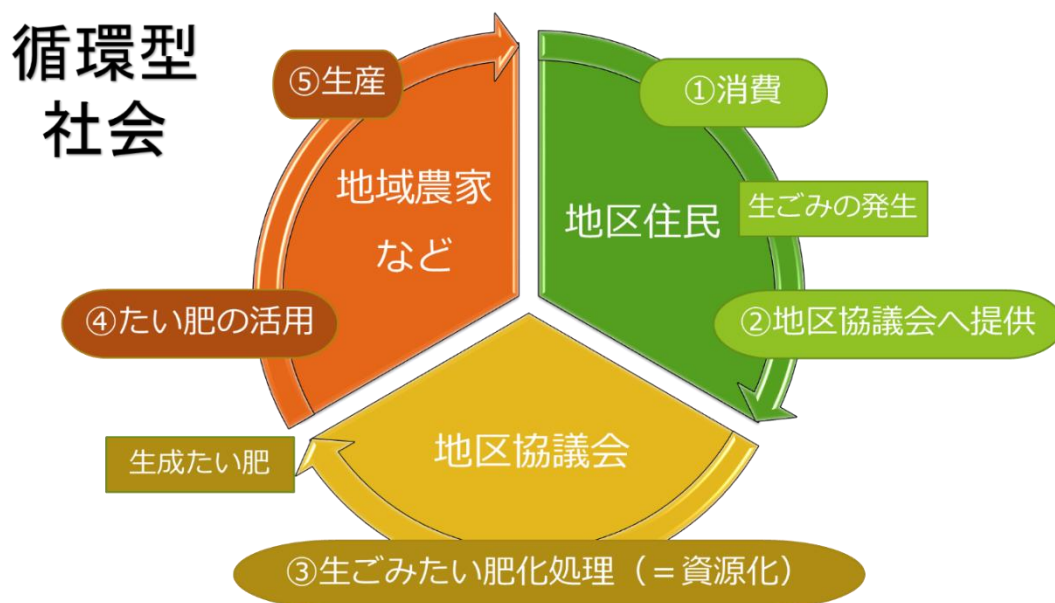
#### 生ごみ処理コミュニティビジネスモデル事業 ～ 家庭ごみから創る地域への還元 ～

##### 1. 事業の概要及び目的

環境教育の一環として、「家庭ごみの減量化」と「処理によって作られる堆肥の有効活用」を目的として、黒石市市民環境課と北地区振興対策協議会が協力して研究する事業

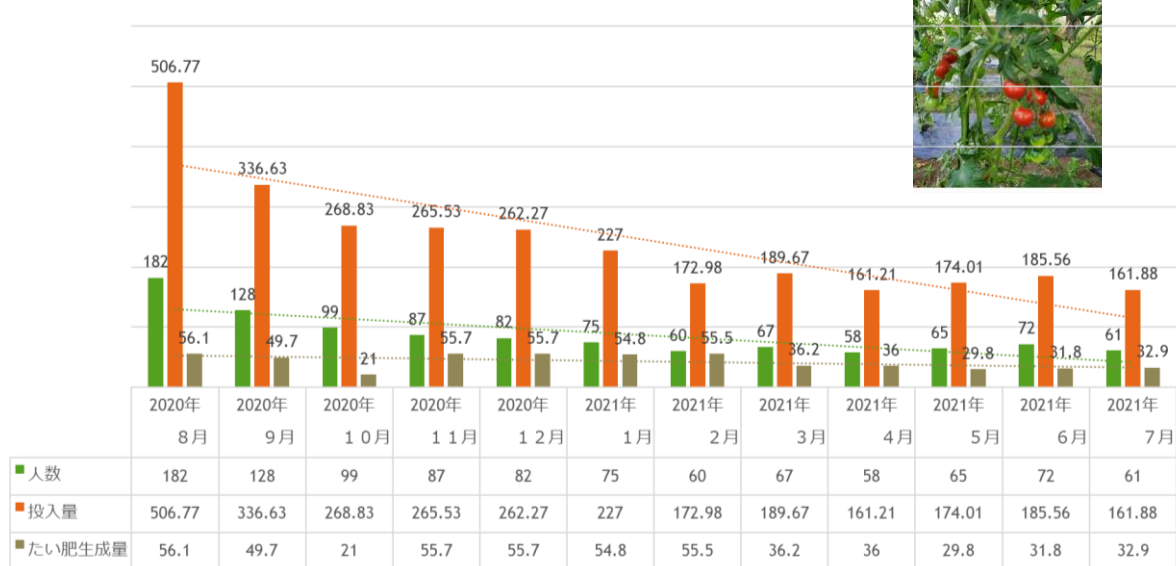
##### メリット

- ①生ごみの分別によるごみの減量化
- ②ゴミステーションにおける悪臭の抑制
- ③カラスや猫によるごみ散乱防止
- ④焼却処理による環境負担の軽減
- ⑤温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出量の削減
- ⑥先進的環境型社会形成の取り組みを行う地区のイメージアップ



## 2. 事業報告【令和2年よりスタート】

### ☆利用状況について☆



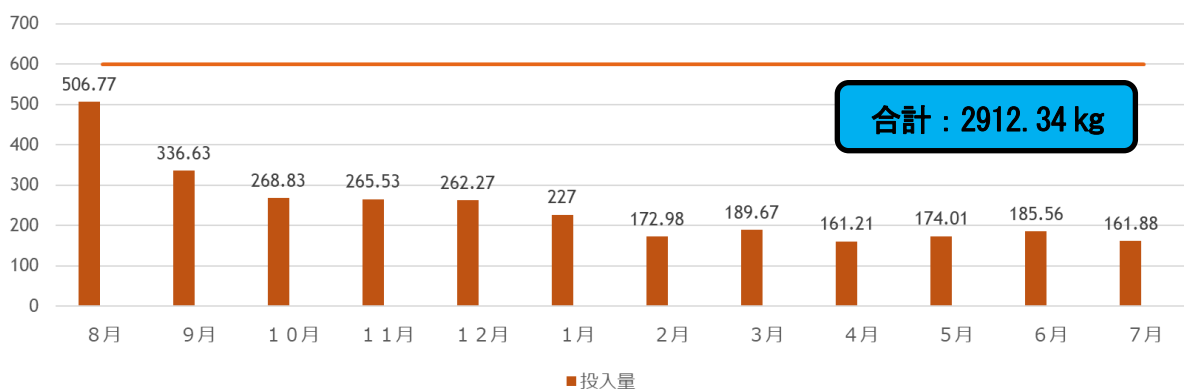
### ☆利用者数について☆



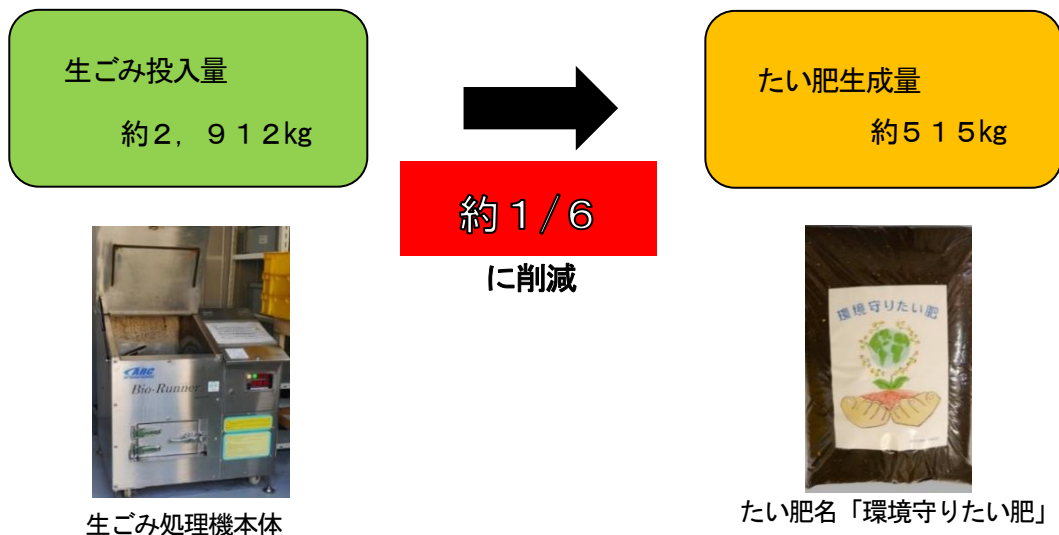
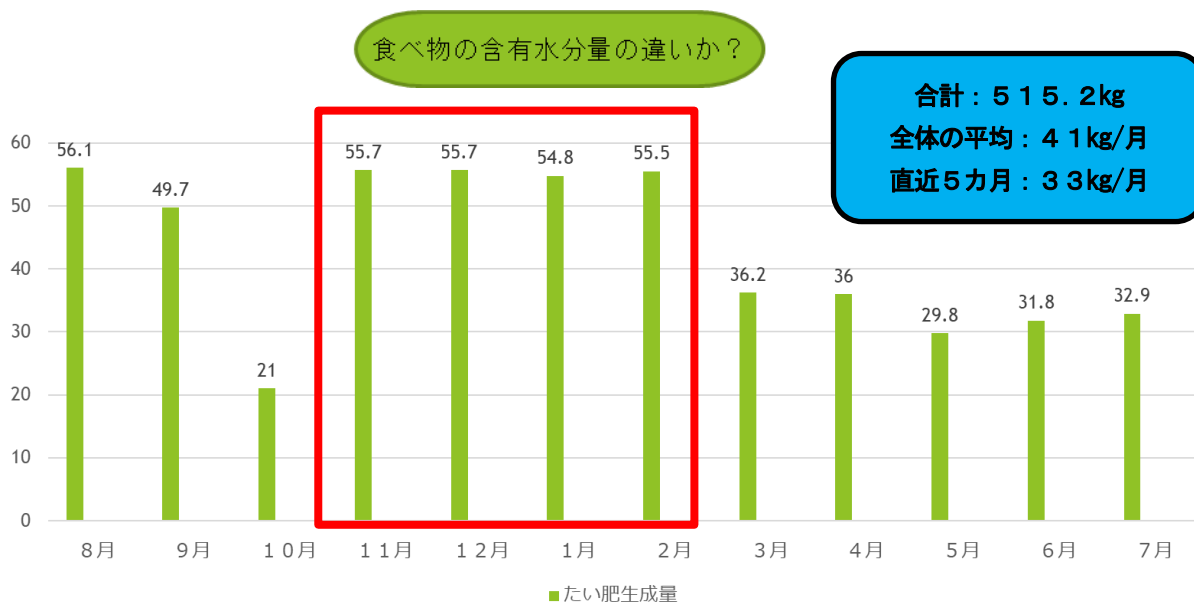
### ☆投入量について☆

処理機の最大容量：30kg/日

毎日30kg入れた場合：600kg/1カ月

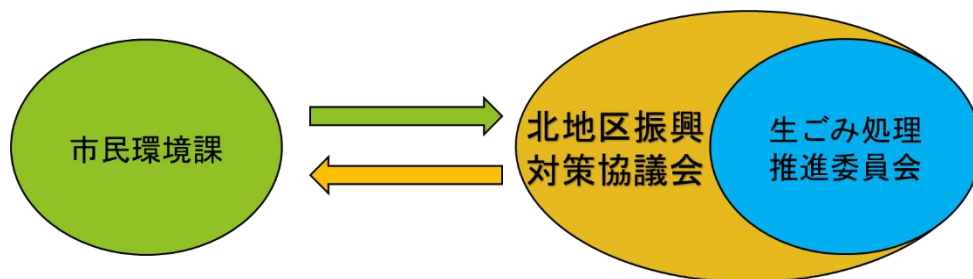


☆たい肥生成量について☆



3. 現在の取り組み

①生ごみ処理推進委員会の設立



生ごみ処理推進委員会の目的

黒石市コミュニティビジネス事業の一環として地区住民の持ち寄った生ごみを処理機でたい肥化しそれを活用、販売して地区へ経済的な還元を目的とする。

## ②たい肥の成分分析

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示		
肥料の名称	黒石市北地区生ごみ処理事業生成たい肥	
肥料の種類	堆肥	
届出をした都道府県	青森県 第1143号	
表示者の氏名又は名称及び住所		
	黒石市長	高樋 憲
	黒石市大字	市ノ町11番地1
正味重量	5キログラム	
生産した年月	令和 年 月	
原料(原料)	生ごみ	
主要な成分の含有量等		
	窒素全量	2.5%
	りん酸全量	1.1%
	加里全量	2.4%
	炭素窒素比	16

## ③生成堆肥を使用した野菜作り

### 土づくり

(単位: kg)

年 月	重 量	生成された堆肥(推計)
令和3年11月	22.5	4.5
令和3年12月	45.5	9.1
令和4年 1月	19.1	3.8
令和4年 2月	49.3	9.9
令和4年 3月	51.7	10.3
計	188.1	37.6



北地区振興対策協議会で使用している生ごみ処理機は、生ごみを約24時間で堆肥にします。

投入された生ごみは、処理機の中で少量の土と一緒に混ぜられ、発酵過程で発生する熱と土に含まれる発酵菌の力で分解されることで、投入した量の約1/5に減量されます。

生ごみから生まれ変わった堆肥は栄養を含み、また、土を軟らかくする性質があり、花や野菜の生育に役立ちます。

生ごみを処理してたい肥とすることで、出された生ごみは「0」になります。

だからといって、食べ残しによる生ごみを出さないという気持ちは忘れないようにしましょう。

# 第5章 食育推進の体制と役割

## 1 食育の取組体制

食育の推進にあたっては、活動内容が各分野にわたるとともに市内外に広く及ぶことから、関係機関・団体が相互に協力できる体制を整えながら、総合力の発揮に努めていきます。

### 1. 食育の推進主体

- (1) 黒石市食育推進委員会・・・食育の推進機関や実践・協力団体の代表、学識者、行政など
- (2) 市・・・・・・・・・・・・・・・・市関係部局と関係機関など
- (3) 関係団体等・・・・・・・・・・農林水産業、食品産業、健康福祉、教育等の団体など
- (4) 県・・・・・・・・・・・・・・・・青森県関連部局、地方段階の関係機関など
- (5) 国・・・・・・・・・・・・・・・・東北農政局青森県拠点と国の関係機関など

### 2. 食育の実施主体

- (1) 家庭・・・・・・・・・・・・・・・・家庭各個人、家族全員
- (2) 学校等・・・・・・・・・・保育所・幼稚園、学校、PTA、幼児、児童、生徒など
- (3) 医療・福祉施設等・・・・・・病院等医療機関、福祉施設など
- (4) 地域住民・・・・・・・・・・集落・町内会等の地域住民、民生委員など
- (5) 会社等（職域）・・・・・・市内の一般事業所や各種団体など
- (6) 食品関連企業・・・・・・食品製造業、卸売市場、販売業、ホテル、飲食店等の関連企業など
- (7) 関係団体等・・・・・・・・・・医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、食生活改善推進委員会、保育連合会、農林業関係団体、食品産業関係団体、消費者団体、地域子育て支援センター、消費者団体、NPO、ボランティア団体など

## 2 食育推進の役割

食育推進の役割については、食育をけん引していく推進主体、食育に取り組んでいく実施主体、団体、個人が分担・協力していきます。

### 1. 食育の推進主体

#### (1) 黒石市食育推進委員会

食育推進計画の内容の助言、食育行動プラン作成の提言、推進方策の検討、運動の促進と活動等のコーディネート

#### (2) 市

関係部局や機関との連携、市食育推進委員会事務局、食育推進計画・食育行動プランの策定、市事業の実施、都市との交流

#### (3) 関係団体等

農林業、食品産業、健康福祉、教育等の団体での主体的推進

#### (4) 県

関係部局や機関との連携、青森県食育推進会議事務局、食育推進計画の策定、県事業の実施、市町村や団体等の指導、食の情報の提供と調査

#### (5) 国

東北農政局青森農政事務所等による関係機関との連携推進、関係省庁による国内外食等の情報提供と調査研究、県や市町村等の支援

### 2. 食育の実施主体

#### (1) 家庭

家族全員による食への関心の高まりと、楽しい食卓づくりによる元気な食生活の実践

#### (2) 学校等

学校での食育の充実、学校や施設等と家庭、地域の連携による食育活動の推進

#### (3) 医療・福祉施設等

病院、施設での個々の実情に応じた食生活指導、検診等での食育活動の推進

#### (4) 地域住民

地域住民、集落・町内会での食生活と健康等に関する活動と家庭や学校等の連携

#### (5) 会社等（職域）

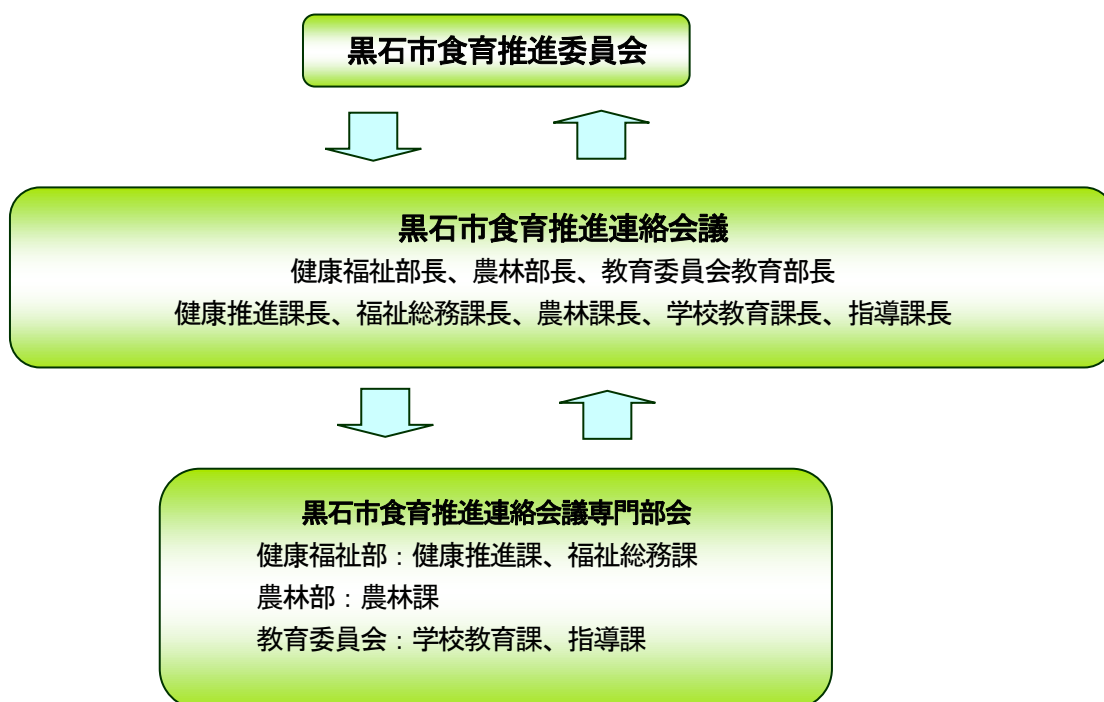
会社や事務所、各種団体等による食育に関する自主的な取り組みや食育等に関連する地域貢献と健全な発展

#### (6) 食品関連企業

食品関連企業等での主体的な食育推進と新しい分野の拡充などへの取り組み

## (7) 関係団体等

専門家等による地域住民等への健康に関する啓発の取り組みや、農林業者による生産販売・食の提供機会の拡大や食育関係団体等による食文化等を生かした活力発揮





# ◇ 参 考 资 料 ◇

## 黒石市食育推進委員会設置規則

(平成22年7月16日規則第23号)

改正 平成28年3月22日規則第1号

(設置)

第1条 黒石市の食育の推進に向けて、市が策定する黒石市食育推進計画及び食育行動プランについて助言等を受けるため、黒石市食育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、事務局が策定する食育推進計画及び食育行動プランに関する検討及び調整等を行い、黒石市に対して助言等を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱をした日の属する年度の3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員長は必要に応じて委員会を招集する。

2 委員長は必要に応じて、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、農林部農林課に置く。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第1号）抄

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 黒石市食育推進委員会委員名簿

	分野	氏名	団体名
1	教育	むらかみ てるゆき 村上 照幸	黒石市連合PTA 会長
2	教育	やまだ ともこ 山田 俱子	くろいししれんごうふじんかい 黒石市連合婦人会 会計
3	教育	おだぎり ゆうこ 小田桐 優子	黒石市立追子野木小学校 栄養教諭
4	消費	にわ えいこ 丹羽 英子	黒石市食生活改善推進委員会 会長
5	流通	くどう ともえ 工藤 朋恵	津軽みらい農業協同組合 黒石支部長
6	流通	みかみ しょういち 三上 昌一	黒石商工会議所 事務局長
7	医療	かねひら じろう 兼平 二郎	南黒医師会 副会長
8	福祉	なるみ かつのり 鳴海 勝文	黒石市社会福祉協議会 会長
9	福祉	くどう さとる 工藤 悟	黒石市保育連合会 会長
10	学識	あべ まこと 阿部 誠	黒石市校長会 会長
11	行政	まえだ とおる 前田 亨	中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 室長
12	行政	やぎはし あきひろ 八木橋 明浩	地方独立行政法人青森県産業技術センター 農林総合研究所 土壌環境部 部長

(第3次黒石市食育推進委員会委員名簿)

## 食育推進に関する会議開催状況等

### ◆黒石市食育推進連絡会議専門部会

令和4年 7月20日 第1回担当者会議

### ◆黒石市食育推進委員会

令和4年8月25日 第1回黒石市食育推進委員会

令和5年2月 2日 第2回黒石市食育推進委員会

平成5年2月21日～3月13日 パブリックコメント募集

# 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

## 前文

### 第一章 総則（第一条—第十五条）

### 第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

### 第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

### 第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

## 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食

事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な

課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

**第二条** 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

**第三条** 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

**第四条** 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

**第五条** 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

**第六条** 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

**第七条** 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

**第八条** 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

**第九条** 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第十条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

**第十一条** 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を



推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

**2** 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

**第十二条** 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

**第十三条** 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

**第十四条** 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

**第十五条** 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

**第十六条** 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

**第十七条** 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

**第十八条** 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

**第十九条** 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

**第二十条** 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養

成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### **第四章 食育推進会議等**

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

**第二十六条** 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

**第二十七条** 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

**第二十八条** 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

**第二十九条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

**第三十条** 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

**第三十一条** この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

**第三十二条** 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

**第三十三条** 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

## 附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## □ 用語説明 (五十音順)

### □ あおもり食命人

外食や中食においても栄養バランスのとれた健康的な食事ができる環境を整備するため、平成25年度から県が実施した、食の健康に関して専門的に学ぶ育成研修を修了し、「あおもり食命人」として登録された外食・中食事業者等において健康的な食事を提供している。

### □ 栄養教諭

学校における食に関する指導を進める上で、中核的な役割を担う教諭のことで、平成17年度から配置が始まり、教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、「食に関する指導」と「学校給食の管理」をその職務としている。食に関する指導では、①生活習慣病（肥満、偏食）の予防と食物アレルギーへの対応など、児童生徒に対する個別的な指導、②給食の時間や学級活動、教科指導、学校行事などの時間における、学級担任等と連携した集団的な食に関する指導、③他の教職員や家庭、地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整などを行っている。

### □ 栄養成分表示

食品に含まれている栄養成分を、100g、100ml、1食分、1袋分など、一定の単位当たりで栄養成分がどのくらい摂取可能か知ることができる表示のこと。

平成27年4月1日から施行された食品表示法では、原則としてすべての消費者向けの加工食品及び添加物に表示が義務化されている（経過措置期間が令和2年3月31日で終了）。

### □ 賞味期限、消費期限

食品が一定の品質を有していると認められる期限を示したもの。

賞味期限は、ある程度の期間は保存がきく食品に表示され、おいしく食べることができる期限であり、この期限を過ぎてもすぐ食べられないということではない。

消費期限は、品質の劣化が早く速やかに消費すべき食品に表示されており、期限を過ぎたら食べない方がよい。

ただし、賞味期限、消費期限は、開封前の期限が表示されているので、一度開封した食品は表示されている期限にかかわらず早めに食べ切る（開封後の日持ちは、消費者が自ら判断）必要がある。

### □ 健康くろいし21（第2次）

黒石市民一人ひとりが健やかな生命と心を育み、豊かな暮らしを送ることができる、活力ある長寿市の実現を目指して作成した黒石市健康増進計画のこと。平成13年1月に黒石市健康増進計画「健康くろいし21」、平成25年3月に令和5年度までを計画期間とする「健康くろいし21（第2次）」を策定。



## □ こしよく（孤食、個食など）

現代の食をめぐる特徴を表す言葉として全国的に使われている。

- ・孤食：家族と暮らしていながら、親や子どもが違う時間に一人で食べること。また、一人暮らしの人が一人で食べる食事のこと。
  - ・個食：家族そろっての食事で、それぞれが自分の好きな料理を食べること。
- そのほか、「固食」（自分の好きな決まったものしか食べないこと）などがある。

## □ 食生活改善推進員

地域住民の健康づくりを食生活の分野から推進しているボランティアで、国内では昭和30年頃以降から活動が展開されている。

県内では市町村が実施する養成講座の修了者が対象となっており、地域における講習会等をとおして多くの実績をあげている。

## □ 地産地消

地元で生産された物を地元で消費しようとする取組のこと。青森県では食の安全・安心の確保と食文化の伝承、食料自給率の向上、県産農林水産物の需要拡大と県民の健康で豊かな食生活の実現を目指し地産地消を推進している。

## □ 中食、外食、内食

中食（なかしょく）とは、持帰り弁当、宅配ピザのほか、百貨店やスーパー等で販売される総菜など家庭外で調理された食品を購入し家庭内で消費する食事のこと。外食（がいしょく）とは、レストラン等の飲食店における食事のこと、内食（うちしょく）とは、生鮮品または加工品を食材として購入し、家庭内で調理・消費する食事のこと。

## □ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動

早寝早起きや朝食を摂るなど、子どもにとって望ましい基本的な生活習慣を形成し、生活のリズムを向上させるための全国的な普及、啓発活動を行うことを目的に平成18年、130を超える関係団体（PTA、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界等）から成る「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足。

官民が一体となって「子どもの生活リズムの向上」と「それを応援する社会の仕組みができる」ことを目指して活動を進めている。

## □ フードバンク活動

食品関連企業等から寄贈された食品等を集め、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に配る活動。

## □ 若手農業者トップランナー

柔軟な発想と大胆な行動力によって、青森県の農業・農村の未来を担い、新たなステージを切り拓き、そして、積極果敢にチャレンジする。「人財」。

#### □ **メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）**

生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積による肥満（内臓脂肪型肥満）が原因となっていることが多く、これに加えて、高血糖、高血圧、脂質異常といった状態が重複した場合には、心疾患、脳血管疾患などの発症リスクが高くなる。この内臓脂肪の蓄積に加え、「血清脂質異常」、「高血圧」、「高血糖」の3項目のうち2つ以上を持っている状態を「メタボリックシンドローム」という。

内臓脂肪は、食生活の見直し、適度な運動により減らしていくことが可能で、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群に対して運動指導や食生活の改善を行うことは、生活習慣病の予防につながることになる。

このような背景のもと、平成20年度から、健康保険組合、国民健康保険などに対し、40歳以上の加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と、生活習慣見直しのサポートを行う「特定保健指導」の実施が義務付けられることとなった。

#### □ **くろいし健康マイレージ**

健康診査や各種がん検診の受診、市の健康づくり事業への参加などでポイントを貯めると素敵な特典を受けることができる。

#### □ **食品ロス**

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

## 第2次黒石市食育推進計画における取組実績及び効果

第二次食育推進計画における食育推進方向で定めた項目に対し、市において取り組んだ実績及び実績に対する評価付け（A～E）を実施。評価付けの概要は下記のとおり。

A：大いにあった B：多少あった C：どちらとも言えない  
D：あまりなかった E：なかった

### ○取組実績及び効果について

#### 1 食育推進の基本方向（黒石らしさを生かした食育の推進）

##### ① 豊富な農産物を積極的に活用した食育活動

###### 実績【農林課】

- ・学校給食におけるムツニシキ提供（令和3年度～）
- ・スノーモチ等の小中学校への配布（平成29年度～）
- ・「ムツニシキ」キズナキッチン事業による食育セミナーの実施（令和3年6月22日 東英小学校において実施）

効果 A（大いにあった）

#### 1 食育推進の基本方向（黒石らしさを生かした食育の推進）

##### ② 豊かな自然や食環境を活かした健康活動

###### 実績【健康推進課】

- ・小学校等における食育事業の継続、食生活改善推進委員会との協働による黒石高校生徒（専攻科）への食育事業及びアンケートの実施  
H30年度（16回 延べ人数559人）  
R元年度（13回 延べ人数428人）  
R2年度（4回 延べ人数151人）  
R3年度（7回 延べ人数235人）

効果 A（大いにあった）

#### 1 食育推進の基本方向（黒石らしさを生かした食育の推進）

##### ③ 食文化の継承と新たな食文化の創造

###### 実績【健康推進課】

- ・食生活改善推進委員会監修によるヘルシーメニューを毎月1回市広報へ掲載。総合健診、子宮・乳がん検診時にヘルシーメニューを配布。  
H30年度（総合健診受診者への配布数 4,605枚）  
R元年度（総合健診受診者への配布数 4,606枚）  
R2年度（総合健診受診者への配布数 4,160枚）  
R3年度（総合健診受診者への配布数 4,260枚）

効果 A（大いにあった）

## 2 食育推進の基本方向（市と市民協働による食育の推進）

### ① 家庭での楽しい食生活の実践

#### 実績【健康推進課】

- ・食育事業の食育アンケートに保護者記入欄を設けたほか、資料配布を行い、家庭においても振り返りや知識の普及につながるよう実施した。

H30年度（資料配布数361）、R元年度（資料配布数389）

R2年度（資料配布数113）、R3年度（資料配布数199）

効果 A（大いにあった）

## 2 食育推進の基本方向（市と市民協働による食育の推進）

### ② 健全な食生活で健康づくりの推進

#### 実績【健康推進課】

- ・運動習慣定着を図るための個別運動教室等の継続と関係団体等からの依頼による栄養に関する健康教室を実施した。効果：A

H30年度（運動教室参加者延べ人数 764人、健康教室10回 222人）

R元年度（運動教室参加者延べ人数 607人、健康教室 7回 99人）

R2年度（運動教室参加者延べ人数 616人、健康教室 1回 16人）

R3年度（運動教室参加者延べ人数 550人、健康教室 4回 65人）

効果 A（大いにあった）

## 2 食育推進の基本方向（市と市民協働による食育の推進）

### ③ 食の安全・安心の推進

#### 実績【農林課】

- ・学校給食におけるムツニシキ提供（令和3年度～）
- ・スノーモチ等の小中学校への配布（平成29年度～）
- ・「ムツニシキ」キズナキッチン事業による食育セミナーの実施（令和3年6月22日 東英小学校において実施）

効果 A（大いにあった）

## 3 黒石市における重点推進目標

### 1 健康長寿市をめざして

#### 実績【健康推進課】

- ・子どもの頃からの正しい食生活習慣の定着促進と食に関する健康問題解決にむけての健康教室・健康相談・保健指導等を継続した。

H30年度（健康教室 781人、保健指導数 304人）

R元年度（健康教室 527人、保健指導数 241人）

R2年度（健康教室 167人、保健指導数 250人）

R3年度（健康教室 300人、保健指導数 36人）

効果 B（多少あった）

### 3 黒石市における重点推進目標

#### 2 地産地消の推進

##### 実績【農林課】

- ・黒石地産地消フェアの実施  
(令和2年12月23日、令和3年2月25日、令和3年12月12日)
- ・まるごとくろいしフル・ベジ・フェスの実施  
(令和2年8月24日～25日、令和3年8月22日)

効果 B (多少あった)

##### 実績【学校教育課】

- ・学校給食で可能な限り県産食材を利用。  
青森県産(地元産+県内産)利用率 令和3年度 64.9%(使用量ベース)  
6月、11月の食育月間中、「ふるさと産品給食の日」を設け、県産品を多く使った給食を提供。

効果 A (大いにあった)

### 3 黒石市における重点推進目標

#### 3 家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校での食育の推進

##### 実績【農林課】

- ・「ムツニシキ」キズナキッチン事業による食育セミナーの実施  
(令和3年6月22日 東英小学校において実施)

効果 B (多少あった)

##### 実績【健康推進課】

- ・小学校等における食育事業を継続し、望ましい食生活習慣や減塩運動を推進した。  
H30年度(保育園1回56人、小学校13回361人、中学校1回103人、  
高校専攻科1回39人)  
R元年度(小学校12回389人、高校専攻科1回39人)  
R2年度(小学校3回113人、高校専攻科1回38人)  
R3年度(小学校6回199人、高校専攻科1回36人)

効果 A (大いにあった)

##### 実績【学校教育課】

- ・学校給食をとおして望ましい食習慣を養うため、可能な限り地元産・県産食材を取り入れ、必要な栄養をバランスよく摂ることができる給食を提供した。ムツニシキを毎月1回提供し、けの汁などの郷土料理を取り入れることにより、地元食材及び伝統的な食文化への理解を深め、地元に愛着を持てる給食を提供した。

効果 A (大いにあった)

### 3 黒石市における重点推進目標

#### 3 家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校での食育の推進

##### 実績【指導課】

- ・学校訪問等の機会に、市内小・中学校における「食に関する指導全体計画」の作成及び修正状況等について確認し、必要に応じて指導・助言している。現状、全ての小・中学校が全体計画及び年間の指導計画に沿って、関係教科及び領域等で「食に関する指導」に積極的に取り組んでいる。

効果 A (大いにあった)

#### 4 黒石市における取組方針 (バランスのとれた食生活で健康な体づくりをめざします)

##### ① 減塩運動を推進し、バランスのよい食生活の実現

##### 実績【健康推進課】

- ・高齢者の低栄養予防として、他課から依頼があった際、減塩・バランスのとれた食生活の実践に向けた保健指導を実施した。

H30年度 (保健指導数延べ19人)、R2年度 (保健指導数延べ2人)

効果 C (どちらとも言えない)

#### 4 黒石市における取組方針 (バランスのとれた食生活で健康な体づくりをめざします)

##### ② 肥満予防の推進

##### 実績【健康推進課】

- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業等における保健指導の中で、肥満予防、減塩、バランスのよい食生活の実践にむけた保健指導を実施した。

H30年度 (保健指導数延べ285人)

R元年度 (保健指導数延べ241人)

R2年度 (保健指導数延べ248人)

R3年度 (保健指導数延べ35人)

効果 B (多少あった)

#### 4 黒石市における取組方針 (バランスのとれた食生活で健康な体づくりをめざします)

##### ③ 生活リズムの改善などによる欠食予防の支援

##### 実績【健康推進課】

- ・小学校等における食育事業を継続し、望ましい食生活習慣や減塩運動を推進。

H30年度 (保育園1回56人、小学校13回361人、中学校1回103人、  
高校専攻科1回39人)

R元年度 (小学校12回389人、高校専攻科1回39人)

R2年度 (小学校3回113人、高校専攻科1回38人)

R3年度 (小学校6回199人、高校専攻科1回35人)

効果 A (大いにあった)

4 黒石市における取組方針（バランスのとれた食生活で健康な体づくりをめざします）

④ 「健康くろいし腹八分目運動」の実施

実績【健康推進課】

- ・生活習慣病と食の関係を理解し、健康的な食生活を自らが実践できるよう知識の普及として健康教室を実施した。

H30年度（健康教室10回、延べ人数222人）

R元年度（健康教室7回、延べ人数99人）

R2年度（健康教室1回、延べ人数16人）

R3年度（健康教室4回、延べ人数65人）

効果 A（大いにあった）

4 黒石市における取組方針（食文化を継承し、安全・安心な地元食材の消費を推進します）

① 生産者と消費者との連携強化による地産地消の推進

実績【農林課】

- ・黒石地産地消フェアの実施

（令和2年12月23日、令和3年2月25日、令和3年12月12日）

効果 A（大いにあった）

4 黒石市における取組方針（食文化を継承し、安全・安心な地元食材の消費を推進します）

② 安全・安心な農産物の供給による信頼の確立

実績【農林課】

- ・黒石地産地消フェアの実施

（令和2年12月23日、令和3年2月25日、令和3年12月12日）

- ・まるごとくろいしフル・ベジ・フェスの実施

（令和2年8月24日～25日、令和3年8月22日）

効果 A（大いにあった）

4 黒石市における取組方針（食文化を継承し、安全・安心な地元食材の消費を推進します）

③ ふるさとの知恵を生かした郷土の味や食文化の伝承

実績【農林課】

- ・黒石地産地消フェアの実施

（令和2年12月23日、令和3年2月25日、令和3年12月12日）

- ・まるごとくろいしフル・ベジ・フェスの実施

（令和2年8月24日～25日、令和3年8月22日）

効果 A（大いにあった）

#### **実績【学校教育課】**

- ・けの汁、いかメンチ、人参の子和え、せんべい汁などの郷土料理、旬の食材や行事食を取り入れ、伝統的な味と季節ごとの食文化を伝える給食を提供した。
  - ・各学校で郷土料理の由来等を給食時の放送、献立のお知らせ及び食育だよりにより周知。
- 効果 A**（大いにあった）

#### **4 黒石市における取組方針（食文化を継承し、安全・安心な地元食材の消費を推進します）**

##### **④ 地元の旬の食材を取り入れたおいしく楽しい食生活の実践**

#### **実績【農林課】**

- ・学校給食におけるムツニシキ提供（令和3年度～）

**効果 A**（大いにあった）

#### **4 黒石市における取組方針（食文化を継承し、安全・安心な地元食材の消費を推進します）**

##### **⑤ 地元農産物の需要拡大のための情報提供とPRの促進**

#### **実績【農林課】**

- ・黒石地産地消フェアの実施  
（令和2年12月23日、令和3年2月25日、令和3年12月12日）
- ・まるごとくろいしフル・ベジ・フェスの実施  
（令和2年8月24日～25日、令和3年8月22日）
- ・りんご、ムツニシキの海外輸出によるPR

**効果 A**（大いにあった）

#### **4 黒石市における取組方針（食文化を継承し、安全・安心な地元食材の消費を推進）**

##### **⑥ グリーン・ツーリズムの推進**

#### **実績【農林課】**

- ・くろいし・ふるさと・りんご村による農家民泊受入の実施  
H29年度（中学校5回 延べ人数144人）  
H30年度（中学校3回 延べ人数114人）  
R元年度（中学校4回 延べ人数126人、高校1回 延べ人数31人）

#### **所見**

全体を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度の実績が減少傾向にあるものの、一定の実績は出たものとする。

しかし、効果の検証まで至った事業は少数であったことから、第三次計画における事業実施の際は、関係課や関係機関等との緊密な連携により、さらに幅広い関連事業を対象とした効果検証を実施することとする。



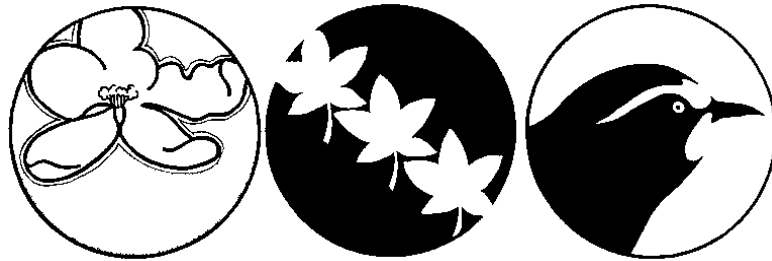
## 数値目標

### (1) 短期指標（毎年度進捗状況を把握する指標）

指 標 名		現状値	目標値
1	<p>主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合</p> <p>○新規目標です。</p> <p>○全国の現状値は56.1%です。</p> <p>（R元食育に関する意識調査）。</p> <p>○目標値は国（第3次食育推進基本計画）で設定しているものを採用します。</p> <p>○市農林課が調査します。</p>	—	<p>56.1%以上</p> <p>（70%）</p> <p>（R7県の目標値）</p>
2	<p>主食、主菜、副菜をくみあわせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20歳代及び30歳代）の割合</p> <p>○新規目標です。</p> <p>○全国の現状値は37.3%です。</p> <p>（R1食育に関する意識調査）。</p> <p>○目標値は国（第3次食育推進基本計画）で設定しているものを採用します。</p> <p>○市農林課が調査します。</p>	—	<p>37.3%以上</p> <p>（55%以上）</p> <p>（R7県の目標値）</p>
3	<p>食に関する指導を行っている小・中学校の割合</p> <p>○新規目標です。</p> <p>○市教育委員会が調査します。</p>	—	100%
4	<p>学校給食における県産食材の使用割合（使用量）</p> <p>○新規目標です。</p> <p>○市教育委員会が調査します。</p> <p>○目標値は、「攻めの農林水産業」推進基本方針に設定しているものを採用します。</p>	—	<p>68.6%</p> <p>（R5県の目標値）</p>
5	<p>産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ市民の割合</p> <p>○新規目標です。</p> <p>○目標値は、ほとんどの市民が産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶようになることを目指して設定します。</p> <p>○市農林課が調査します。</p>	—	<p>90%以上</p> <p>（R7県の目標値）</p>

(2) 長期指標（5～10年程度の長い期間で状況を把握する指標）

指 標 名		現状値	目標値
1	<p>朝食の欠食率（成人）</p> <p>○新規目標です。</p> <p>○全国の現状値は、男性15.4%、女性が10.7%です。（R元食育に関する意識調査）</p> <p>○市健康推進課が調査します。</p>	—	5% (R5県の目標値)
2	<p>朝食を毎日食べる子どもの割合（小・中学生）</p> <p>○新規目標です。</p> <p>○小・中学生の目標値は、学校保健推進計画に設定しているものを採用します。</p> <p>○小・中学生については、市教育委員会が調査します。</p>	—	95%以上 (R5県の目標値)
3	<p>食塩の摂取量（成人）</p> <p>○新規目標です。</p> <p>○全国の現状値は9.9gです。 (H28国民健康・栄養調査)</p> <p>○目標値は「第2次黒石市食育推進計画」の取組方針より8gとします。</p> <p>○市健康推進課が調査します。</p>	—	8g



## 黒石市の花・木・鳥

りんご／もみじ／セグロセキレイ

平成6年10月1日指定

### 第3次黒石市食育推進計画

発行日 令和5年3月

発行 黒石市

編集 黒石市農林部農林課

黒石市大字市ノ町11番地1号

電話 0172-52-2111（代表）